

大阪府 大阪市公報

発行所
大 阪 市 役 所

大阪市北区中之島1-3-20
電話 大阪 6208-7444
購読料(送料とも)月1,250円

目 次

規 則

○大阪府市税条例施行規則の一部を改正する規則 1

企業管理規程

○大阪府交通局企業職員の初任給及び昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程 11

○大阪府交通局互助組合規程の一部を改正する規程 11

告 示

○放置自動車の処理 11

○同 12

○中之島四丁目北地区土地区画整理事業について換地処分があった旨の公告 12

○消防法に基づく貯蔵所等の危険物の除去命令 12

○平成19年大阪府告示第52号（一般競争入札の執行）の一部変更 12

○大阪府立住之江区民ホールの臨時開館 12

○予算の要領 12

○固定資産税に係る土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧 17

○開発行為に関する工事の完了 17

○同 17

○障害者自立支援法に基づく医療機関の指定 18

○舍利寺等中央公園の供用休止 19

○公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始 19

○道路の廃止の承認 20

○建築基準法に基づく一の敷地とみなすこと等による制限の緩和の認定 20

○同 20

○放置自動車の処理 20

○同 21

○道路法違反物件の除却 22

○同 22

○茶屋町東地区第一種市街地再開発事業の事業計画の縦覧 22

○なにわの海の時空館の利用料金の承認 22

○甲種防火管理新規講習の開催 22

○甲種防火管理再講習の開催 23

○乙種防火管理講習の開催 24

○防災センター要員に対する本講習の開催 24

○防災センター要員に対する再講習の開催 24

○落札者等の公示 25

○大阪府水道局収納取扱金融機関の店舗の追加指定 25

○同金融機関の店舗の指定取消し 25

○大阪府立東洋陶磁美術館の臨時休館 25

○選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1の数、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数及び6分の1の数並びに大阪府議会議員の各選挙区におけるその総数の3分の1の数 26

公 告

○一般競争入札の執行（R岸壁及び南港R地区荷さばき地の貸付） 26

○職員団体の登録事項の変更（大阪府立高等学校教職員組合） 26

○同（大阪府職員労働組合） 27

○同（大阪府教職員組合） 28

共済組合公告

○大阪府職員共済組合組合会互選議員の補欠選挙における選挙区第2区の当選人 28

○大阪府職員共済組合組合会の招集 28

公布された規則のあらまし

◇大阪府市税条例施行規則の一部を改正する規則

1 市税のマルチペイメントネットワークによる電子収納及びコンビニエンスストア収納を可能にするために、必要な規定の整備を行うことにしました。

2 その他必要な規定の整備を行うことにしました。

3 この規則は、平成19年4月1日から施行することにしました。

（平成19年大阪府規則第22号 財政局主税部主税課）

公布された企業管理規程のあらまし

◇大阪府交通局企業職員の初任給及び昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程

1 人事考課制度の評価に基づく特別昇給基準の変更に伴い、必要な規定の整備を行うことにしました。

2 この規程は、平成19年3月1日から施行することにしました。

（平成19年大阪府交通事業管理規程第6号 交通局総務部総務課）

◇大阪府交通局互助組合規程の一部を改正する規程

1 職員の退職手当に関する条例第4条の改正による退会慰労金の支給要件の変更に伴い、必要な規定の整備を行うことにしました。

2 この規程は、平成19年3月31日から施行することにしました。

（平成19年大阪府交通事業管理規程第7号 交通局総務部総務課）

規 則

大阪府市税条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成19年 3 月16日

大阪市長 關 淳 一

大阪府規則第22号

大阪州市税条例施行規則の一部を改正する規則
 大阪州市税条例施行規則（昭和29年大阪市規則第53号）の一部を次のように改正する。

第7条の6の次に次の1条を加える。

（収納事務の委託）

第7条の7 地方自治法施行令第158条の2第1項に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 公金の収納事務について十分な実績を有すること
- (2) 財務内容が健全であること
- (3) 徴収金の収納に関する情報を電子計算機により管理し、その電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を本市に提出することができること
- (4) 収納金の払込みを確実かつ速やかに行うことができること
- (5) 納税者に関する情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の防止その他納税者に関する情報の適正な管理のために必要な措置を講じることができること

第8条第1項中「添付して」を「添付して収納機関等（」に、若しくは大阪市収納代理金融機関（大阪貯金事務センター及び郵便局を除く。）又は郵便局（以下「収納機関」という。））」を「大阪市収納代理金融機関又は地方自治法施行令第158条の2第1項の規定により徴収金の収納事務の委託を受けた者をいう。以下同じ。）」に改め、同条第2項中「前項の者」を「納税者又は特別徴収義務者」に、「収納機関」を「収納機関等」に改め、同条第3項中「収納機関」を「収納機関等」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（徴収金の払込方法の特例）

第8条の2 前条第1項の規定にかかわらず、納税者又は特別徴収義務者が、電子情報処理組織を使用する方法により徴収金を納付し、又は納入する場合においては、納税通知書又は納付書若しくは納入書を添付すること及び領収証書又は受領証の交付を受けることを要しない。

2 前項に規定する場合においては、本市が徴収金の払込みがあつたことを確認することができた場合に限り、当該払込みの時に納税者又は特別徴収義務者の納付又は納入があつたものとする。

第50条第1項の表第7号様式の項及び第9号様式の項、同条第2項の表第36号の2様式の項、第37の2様式の項及び第37号の4様式の項並びに同条第3項の表第3号様式の項中

裁決	決定
(区長	(市長

を

裁決	決定
----	----

に改め、同条第6項の表中

第4号様式及び第5号様式	区税第 号	大財第 号
	大阪市 区長	大阪市長
第10号様式	区税第 号	大財第 号
	大阪市 区長	大阪市長
	審査請求を	異議申立てを

	できます（審査請求書はなるべく区役所を経由してお出してください。）	できます
	審査請求に	異議申立てに
	裁決	決定
	(区長	(市長
第11号様式、第12号様式及び第14号様式	区税第 号	大財第 号
	大阪市 区長	大阪市長

を

第4号様式、第5号様式、第10号様式及び第11号様式	大阪市 区長	大阪市長
	審査請求を	異議申立てを
	できます（審査請求書はなるべく区役所を経由してお出してください。）	できます
	審査請求に	異議申立てに
	裁決	決定
第12号様式	大阪市 区長	大阪市長
	審査請求を	異議申立てを
第14号様式	大阪市 区長	大阪市長
	審査請求を	異議申立てを
	できます（審査請求書はなるべく区役所を経由してお出してください。）	できます
	審査請求に	異議申立てに
	裁決	決定
第14号様式	大阪市 区長	大阪市長
	審査請求が	異議申立てが

に、

第17号様式ア及びイ	区税第 号	大財第 号
	大阪市 区長	大阪市長
	当区役所へ提供すべき	提供すべき
第18号様式ア及びイ並びに第19号様式ア及びイ	区税第 号	大財第 号
	大阪市 区長	大阪市長

を

第17号様式から第19号様式まで	大阪市 区長	大阪市長
	審査請求を	異議申立てを
	できます（審査請求書はなるべく区役所を経由してお出してください。）	できます

審査請求に	異議申立てに
裁決	決定
審査請求が	異議申立てが

に、

第23号様式から第27号様式まで	区税第 号	大財第 号
	大阪市 区長	大阪市長

を

第23号様式	大阪市 区長	大阪市長
	区長が確實	市長が確實
	審査請求を できます（審査請求書はなるべく区役所を経由してお出してください。）	異議申立てを できます
	審査請求に	異議申立てに
第24号様式及び第25号様式	大阪市 区長	大阪市長
	審査請求を	異議申立てを
	できます（審査請求書はなるべく区役所を経由してお出してください。）	できます
	審査請求に	異議申立てに
第26号様式	裁決	決定
	審査請求が	異議申立てが
	第27号様式	大阪市 区長
第27号様式	審査請求を	異議申立てを
	できます（審査請求書はなるべく区役所を経由してお出してください。）	できます
	審査請求に	異議申立てに
	裁決	決定
第27号様式	審査請求が	異議申立てが

に改め、同表第34号様式ウの項中「第34号様式ウ」を「第34号様式」

に改め、同表第35号様式ウの項中

裁決	決定	を	裁決	決定
(区長	(市長			

に改め、同条第 8 項の表第28号様式イの項中

裁決	決定	を	裁決	決定
(区長	(市長			

に改め、同表中第35号様式アの項を次のように改める。

第35号様式ア	大阪市 区長	大阪市長
---------	--------	------

別表様式一覧表第30号様式の項エの項中「（一般用）」を削り、同様式の項中オの項を削り、同様式の項カの項中「（一般用）」を削り、同項を同様式の項オの項とし、同様式の項中の項を削り、同様式の項クの項中「（一般用）」を削り、同項を同様式の項カの項とし、同様式の項中ケの項を削り、同様式の項コの項中「（一般用）」を削り、同項を同様式の項キの項とし、同様式の項中サの項を削り、同様式の項シの項中「（一般用）」を削り、同項を同様式の項クの項とし、同様式の項中スの項を削り、同様式の項セの項中「（一般用）」を削り、同項を同様式の項ケの項とし、同様式の項中ソの項及びタの項を削り、チの項をコの項とし、同表中同様式の項の次に次の 1 項を加える。

第30号の 2 様式 納税通知書、納付書及び納税証明書（軽自動車税）（条例第98条 規則第 8 条）

ア 当初用

イ 随時用

別表様式一覧表第31号様式の項エの項中「一般用第 1 号」を「電子計算機処理用」に改め、同様式の項オの項中「一般用第 2 号」を「手書き用」に改め、同様式の項中カの項及びキの項を次のように改める。

カ その他の税目又は納期限後納付用（電子計算機処理用）

キ その他の税目又は納期限後納付用（手書き用）

別表様式一覧表第32号様式の項中「市、」を「市民税・」に改める。

別表様式一覧表中第34号様式の項を次のように改める。

第34号様式 領収証書（外勤徴収用）（規則第 8 条その他）

別表様式一覧表中第39号様式の項及び第40号様式の項を次のように改める。

第39号様式及び第40号様式 削除

別表第 3 号様式中「（区長）」を「（市長）」に改める。

別表中第 4 号様式及び第 5 号様式を次のように改める。

第4号様式 第二次納税義務者(保証人)に対する納付(納入)通知書
[地方税法第11条(地方税法第18条の5)] (A4)

〒 第 号
平成 年 月 日

大阪市 区長 印

第二次納税義務者 納付 通知書
保 証 人 納 入

あなたは、地方税法第 条第 項の規定により、次の 納 税 者 の滞納百税等につき、次の金額の 第二次納税義務 保 証 義務 を負うこととなりましたので、納付 の期までに、納付 してください。

第二次納税義務者 住(居)所 保 証 人 氏 名								
納 税 者 住(居)所								
特別徴収義務者 氏 名								
滞 納 金 額	課税年度	滞納期間	台帳番号	期(月)別 申告等	税額 (円)	滞納期間 延長金額 (円)	滞納処分費 (円)	合 計 (円)
滞納金額のうち、第二次納税義務者 保 証 人 として 納付 すべき金額								円
納 付 期 限	平成 年 月 日							
納 付 場 所	大阪市指定金融機関、大阪市指定代理金融機関、大阪市収納代行金融機関、市役所又は区役所							
第二次納税義務者 保 証 人								

注1 滞納金額は、納付 期前までのものです。なお、納付 期前までに納付 されない場合は、さらに、その滞納 翌日から、大阪市条例及び国税徴収法の規定により計算した延滞金額及び滞納処分費が加算されます。

注2 この通知書の記載事項に不備がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 日以内に市長 に対して審査請求をすることができます(審査請求はなるべく区役所を窓口してお出しください)。この処分 の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る滞納の消滅を受けた日の翌日から起算して 箇月以内に市 を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

注3 第二次納税義務者、保証人、納税者又は特別徴収義務者が法人である場合は、住(居)所欄には、その主たる 事務所の所在地を、氏名欄には、その名称及び代表者の氏名を記載しています。

第5号様式 第二次納税義務者(保証人)に対する納付(納入)催告書
[地方税法第11条(地方税法第9条の5)] (A4)

〒 第 号
平成 年 月 日

大阪市 区長 印

第二次納税義務者 納付 催告書
保 証 人 納 入

平成 年 月 日付け 第 号により通知した次の金額について、まだ 納付 がないので、緊急 納付 してください。

第二次納税義務者 住(居)所 保 証 人 氏 名								
納 税 者 住(居)所								
特別徴収義務者 氏 名								
第二次納税義務者 保 証 人 として 納付 すべき金額								円

注1 上記金額は、先に 納付 催告書により通知した納付 期前までのものです。なお、その滞納の翌日から、大阪市 条例及び国税徴収法の規定により計算した延滞金額及び滞納処分費が加算されます。

注2 この通知書の記載事項に不備がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 日以内に市長 に対して審査請求をすることができます(審査請求はなるべく区役所を窓口してお出しください)。この処分 の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る滞納の消滅を受けた日の翌日から起算して 箇月以内に市 を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

注3 第二次納税義務者、保証人、納税者又は特別徴収義務者が法人である場合は、住(居)所欄には、その主たる 事務所の所在地を、氏名欄には、その名称及び代表者の氏名を記載しています。

別表第7号様式及び第9号様式中「(区長)」を「(市長)」に改める。
別表中第10号様式から第12号様式までを次のように改める。

第10号様式 納期限変更告知書(規程第6条)(A4)

〒 第 号
平成 年 月 日

大阪市 区長 印

納期限変更告知書

地方税法第 条 第 項の規定により繰上徴収しますので、次のとおり納期限を変更します。

納税者(特別徴収義務者) 住(居)所 氏 名								
変 更 理 由								
変 更 後 の 納 期 限	平成 年 月 日							
納 付 場 所	大阪市指定金融機関、大阪市指定代理金融機関、大阪市収納代行金融機関、市役所又は区役所							
税 目	課税年度	滞納期間	台帳番号	期(月)別 申告等	税額 (円)	滞納期間 延長金額 (円)	滞納処分費 (円)	合 計 (円)
滞納金額のうち、第二次納税義務者 保 証 人 として 納付 すべき金額								円
納 付 期 限	平成 年 月 日							
納 付 場 所	大阪市指定金融機関、大阪市指定代理金融機関、大阪市収納代行金融機関、市役所又は区役所							
第二次納税義務者 保 証 人								

注1 この告知書の記載事項に不備がある場合は、この告知書を受け取った日の翌日から起算して 日以内に市長 に対して審査請求をすることができます(審査請求はなるべく区役所を窓口してお出しください)。この処分 の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る滞納の消滅を受けた日の翌日から起算して 箇月以内に市 を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

注2 納税者、特別徴収義務者又は特別徴収義務者の住所が法人である場合は、住(居)所欄には、その名称及び代表者の氏名を記載しています。

第11号様式 担保滞付滞差の請求に係る催告通知書(地方税法第14条の14)(A4)

〒 第 号
平成 年 月 日

大阪市 区長 印

担保滞付滞差の請求に係る催告通知書

地方税法第 条 第 項の規定により、次の徴収金額をあなたが滞り徴収手段により配当を受けるべき 金額のうちから徴収します。

納税者(特別徴収義務者) 住(居)所 氏 名								
滞 納 金 額	課税年度	滞納期間	台帳番号	期(月)別 申告等	税額 (円)	滞納期間 延長金額 (円)	滞納処分費 (円)	合 計 (円)
徴収金額								円
滞納滞付滞差(名義、滞り、滞差、滞り)								
執行機関名	滞り滞付滞差 平成 年 月 日							
所 有 者	住(居)所 氏 名							

注1 この通知書の記載事項に不備がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 日以内に市長 に対して審査請求をすることができます(審査請求はなるべく区役所を窓口してお出しください)。この処分 の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る滞納の消滅を受けた日の翌日から起算して 箇月以内に市 を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

注2 納税者、特別徴収義務者又は特別徴収義務者の住所が法人である場合は、住(居)所欄には、その主たる事務所の 所在地を、氏名欄には、その名称及び代表者の氏名を記載しています。

第2号様式 担保権付財産の譲渡に係る交付要求書(地方税法第14条の16)(A4)

〒 第 号
平成 年 月 日

様

大阪市 区長 印

担保権付財産の譲渡に係る交付要求書

地方税法第 条 第 項の規定により、次の徴収金額を次の担保権者が担当を受けるべき金額のうちから徴収するため交付要求します。

納税者(納税義務者)	住(居)所	氏名	納税日	課税年度	台帳番号	期(月)別申告等	納期限	税額(円)	延滞金額(円)	滞納処分費(円)	合計(円)

上記金額のうち徴収しようとする金額

徴収依頼者の名称・住所・氏名

交付要求に係る財産の名称

執行開始日 平成 年 月 日

住所 住(居)所 氏名 登記簿

担保権者 住(居)所 氏名 登記簿

注1 延滞金及び滞納処分費は、それぞれ大阪市市税条例及び国税徴収法の規定による金額であり、この交付要求書併送のものとする。

注2 納税者、特別徴収義務者、交付要求に係る財産の所有者又は担保権者が法人である場合は、住(居)所欄には、その主たる事務所の所在地を、氏名欄には、その名称及び代表者の氏名を記載しています。

別表中第14号様式を次のように改める。

第14号様式 譲渡担保権者に対する告知書(地方税法第14条の18)(A4)

〒 第 号
平成 年 月 日

様

大阪市 区長 印

譲渡担保権者に対する告知書

次の納税者(特別徴収義務者)の滞納金額のうち、地方税法第 条 第 項の規定により、譲渡担保財産から徴収する金額は次のとおりです。

納税者(特別徴収義務者)	住(居)所	氏名	納税日	課税年度	台帳番号	期(月)別申告等	納期限	税額(円)	延滞金額(円)	滞納処分費(円)	合計(円)

上記金額のうち徴収しようとする金額

譲渡担保財産の名称・住所・氏名

譲渡担保権者の住所 住(居)所 氏名

注1 延滞金及び滞納処分費は、それぞれ大阪市市税条例及び国税徴収法の規定による金額であり、この告知書併送のものとする。

注2 この告知書の記載事項に不備がある場合は、この告知書を受け取った日の翌日から起算して 日以内に市長に対して審査請求をすることができます(審査請求はなるべく区役所を經由してお出しください。)。この処分を取消しを求めるときは、前記の審査請求に係る徴収の滞連を受けた日の翌日から起算して 満月以内に市長を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、処分を取消しを求めるときは、前記の審査請求に対する徴収を遅延後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から 60日を経過しても徴収がないとき、②処分、処分執行又は手続の履行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他徴収をしないことにつき正当な理由があるときは、徴収をしないでも処分を取消しを提起することができます。

注3 前記等、特別徴収義務者又は譲渡担保財産の権利者が法人である場合は、住(居)所欄には、その主たる事務所の所在地を、氏名欄には、その名称及び代表者の氏名を記載しています。

別表中第17号様式から第19号様式までを次のように改める。

第17号様式 徴収(徴借)猶予通知書 (規則第7条) (地方税法第15条の5)
ア 徴収猶予許可通知書(A4)

〒 第 号
平成 年 月 日

様

大阪市 区長 印

徴収猶予許可通知書

平成 年 月 日付けの徴収猶予の申請について、次のとおり徴収猶予の許可を決定したので通知します。

徴収	税目	課税年度	台帳番号	期(月)別申告等	納期限	税額(円)	延滞金額(円)	滞納処分費(円)	合計(円)

合計

徴収猶予する金額 上記金額のほか、大阪市市税条例及び国税徴収法の規定によって納付すべき延滞金及び滞納処分費(ア)

徴収猶予する期間 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで 月間

該当条項 地方税法第 条 第 項第 号

納税者	年月日	金額(円)	年月日	金額(円)	年月日	金額(円)

徴収計画 以上のほか(ア)の金額を本税納付の際に併せて納付してください。

提供すべき担保 提供 担保 提供 担保

注 この通知書の記載事項に不備がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 日以内に市長に対して審査請求をすることができます(審査請求はなるべく区役所を經由してお出しください。)。この処分を取消しを求めるときは、前記の審査請求に係る徴収の滞連を受けた日の翌日から起算して 満月以内に市長を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、処分を取消しを求めるときは、前記の審査請求に対する徴収を遅延後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から 60日を経過しても徴収がないとき、②処分、処分執行又は手続の履行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他徴収をしないことにつき正当な理由があるときは、徴収をしないでも処分を取消しを提起することができます。

イ 換価の猶予延滞書(A4)

〒 第 号
平成 年 月 日

様

大阪市 区長 印

換価の猶予通知書

次のとおり滞納処分による財産の換価の猶予をしたので通知します。

換価	税目	課税年度	台帳番号	期(月)別申告等	納期限	税額(円)	延滞金額(円)	滞納処分費(円)	合計(円)

合計

換価の猶予する期間 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで 月間

該当条項 地方税法第 条 第 項第 号

納税者	年月日	金額(円)	年月日	金額(円)	年月日	金額(円)

換価の猶予をする財産 提供 担保

注 この通知書の記載事項に不備がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 日以内に市長に対して審査請求をすることができます(審査請求はなるべく区役所を經由してお出しください。)。この処分を取消しを求めるときは、前記の審査請求に係る換価の滞連を受けた日の翌日から起算して 満月以内に市長を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、処分を取消しを求めるときは、前記の審査請求に対する換価を遅延後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から 60日を経過しても換価がないとき、②処分、処分執行又は手続の履行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他換価をしないことにつき正当な理由があるときは、換価をしないでも処分を取消しを提起することができます。

第18号様式 徴収(換価)猶予期間の延長許可書

規則第7条 地方税法第15条の5

Header box for form 18 with fields for recipient name and address.

徴収猶予期間の延長許可通知書
平成 年 月 日付けの徴収猶予期間の延長申請について、次のとおり徴収猶予期間の延長の許可を決定したので通知します。

Table with columns for tax item, assessment year, amount, and period. Includes a summary row and a section for extension details.

注 この通知書の記載事項に不届がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 日以内に市長に対して審査請求をすることができます。

イ 換価の猶予期間の延長通知書(A4)

Header box for form 18A4 with fields for recipient name and address.

換価の猶予期間の延長通知書

次のとおり換価の猶予期間を延長したので通知します。

Table with columns for tax item, assessment year, amount, and period. Includes a summary row and a section for extension details.

注 この通知書の記載事項に不届がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 日以内に市長に対して審査請求をすることができます。

第19号様式 徴収(換価)猶予の取消通知書

規則第7条の3 地方税法第15条の6

Header box for form 19 with fields for recipient name and address.

徴収猶予の取消通知書

平成 年 月 日付け第 号により通知した徴収猶予の許可の決定について、次のとおり取り消したので通知します。

Table with columns for tax item, assessment year, amount, and period. Includes a summary row and a section for cancellation details.

注 この通知書の記載事項に不届がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 日以内に市長に対して審査請求をすることができます。

イ 換価の猶予の取消通知書(A4)

Header box for form 19A4 with fields for recipient name and address.

換価の猶予の取消通知書

平成 年 月 日付け第 号により通知した換価の猶予について、次のとおり取り消したので通知します。

Table with columns for tax item, assessment year, amount, and period. Includes a summary row and a section for cancellation details.

注 この通知書の記載事項に不届がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 日以内に市長に対して審査請求をすることができます。

別表中第23号様式から第27号様式までを次のように改める。

第23号様式 保全担保提供命令書(地方税法第16条の3)(A4)

第 号
平成 年 月 日

大阪市 区長 [印]

保全担保提供命令書

地方税法第 条 第 項の規定により、次のとおり担保の提供を命じます。

担保される 市 税	平成 年 月 日以後に課される
担保される金額	円
保 内 容 種 類	次に掲げるもので上記金額を担保するに足りるものを提出してください。なお第三者の所有するものであっても差し支えありません。 1 医務及び地方債 2 区長が確実と認める公債(特別の法律により設立された法人が発行する債券を含む。)その他の有価証券 3 土地 4 保険に付した建物の権利、立木、船舶、航空機、自動車及び建設機械 5 鉄道附回、工場附回、鉱業附回、軌道附回、運河附回、漁業附回、港湾運送事業附回 6 区長が確実と認める保証人の保証 7 金銭
担保の提供期限	平成 年 月 日
備 考	担保される金額の算定根拠は次のとおりです。

注 この命令書の記載事項に不届がある場合は、この命令書を受け取った日の翌日から起算して 日以内に市長に対して審査請求をすることができます。(審査請求はなるべく区役所を経由してお出しください。)。この処分取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 箇月以内に行を被告として(市長が被告の代表者となります。)、提起することができます。
なお、処分取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を確定までなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から 箇月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分執行又は手続の執行により生ずる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、③その他裁決をしないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

第24号様式 保全担保に係る抵当権設定通知書(地方税法第16条の3)(A4)

第 号
平成 年 月 日

大阪市 区長 [印]

保全担保に係る抵当権設定通知書

先に、保全担保提供命令書により命じた担保の提供がないので、次のとおりあなたの財産について担保権を設定します。

担保される 市 税	平成 年 月 日以後に課される
担保される金額	円
抵 当 権 の 内 容	担保財産(名称、数量、性質、所在地その他)

注 この通知書の記載事項に不届がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 日以内に市長に対して審査請求をすることができます。(審査請求はなるべく区役所を経由してお出しください。)。この処分取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 箇月以内に行を被告として(市長が被告の代表者となります。)、提起することができます。
なお、処分取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を確定までなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から 箇月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分執行又は手続の執行により生ずる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、③その他裁決をしないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

第25号様式 保全差押金額決定通知書(地方税法第16条の4)(A4)

第 号
平成 年 月 日

大阪市 区長 [印]

保全差押金額決定通知書

次のとおり、保全差押金額を決定しましたので、地方税法第 条 第 項の規定により通知します。

保 全 差 押 金 額	課税年度	税 目	納 期	金 額 (円)
債 権 者				
債 権 額				
債 権 種 類				
債 権 所 在 地				
債 権 者 氏 名				
債 権 者 住 所				
債 権 者 職 業				
債 権 者 納 税 課 税 年 度				
債 権 者 納 税 課 税 種 別				
債 権 者 納 税 課 税 台 帳 番 号				
債 権 者 納 税 課 税 納 期				
債 権 者 納 税 課 税 納 額				
債 権 者 納 税 課 税 延 滞 金 額				
債 権 者 納 税 課 税 延 滞 金 率				
債 権 者 納 税 課 税 延 滞 金 合 計				
債 権 者 納 税 課 税 延 滞 金 合 計 (円)				
債 権 者 納 税 課 税 延 滞 金 合 計 (円)				
債 権 者 納 税 課 税 延 滞 金 合 計 (円)				
債 権 者 納 税 課 税 延 滞 金 合 計 (円)				
債 権 者 納 税 課 税 延 滞 金 合 計 (円)				
債 権 者 納 税 課 税 延 滞 金 合 計 (円)				
債 権 者 納 税 課 税 延 滞 金 合 計 (円)				
債 権 者 納 税 課 税 延 滞 金 合 計 (円)				

注 この通知書の記載事項に不届がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 日以内に市長に対して審査請求をすることができます。(審査請求はなるべく区役所を経由してお出しください。)。この処分取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 箇月以内に行を被告として(市長が被告の代表者となります。)、提起することができます。
なお、処分取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を確定までなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から 箇月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分執行又は手続の執行により生ずる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、③その他裁決をしないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

第26号様式 保全差押えに係る交付要求書(地方税法第16条の4)(A4)

第 号
平成 年 月 日

大阪市 区長 [印]

保全差押えに係る交付要求書

次のとおり、市税に係る徴収金を確保するため、地方税法第 条 第 項の規定により交付要求します。

納付義務者	住(居)所	
	氏 名	
保 全 差 押 金 額 交 付 要 求 に 係 る 財 産	税 目	
	課税年度	
	台帳番号	
	期(月)別	
	納期限	
	税 額 (円)	
	延滞金額 (円)	
	延滞金率 (円)	
	合 計 (円)	
	合 計 (円)	
	合 計 (円)	

事件名

執行機関名

年 月 日 平成 年 月 日

注1 延滞金額及び滞納処分費は、それぞれ大阪市市現業制及び留保徴収法の規定による金額であり、この交付要求作成の日までのものです。
注2 納付義務者又は納入義務者が法人である場合は、住(居)所欄には、その主たる事務所の所在地を、氏名欄には、その名称及び代表者の氏名を記載しています。

別表第31号様式ア中「区収入役」を「区会計管理者」に改め、同様式中ウを次のように改める。

ウ 特別土地保有税

(表)

<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:20%;">口座番号</td> <td style="width:80%;"></td> </tr> <tr> <td>加入者名</td> <td>大阪市 区会計管理者</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align:center;">納付書・領収証書</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align:center;">〒 様</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align:center;">特別土地保有税</td> </tr> <tr> <td colspan="2">平成 年度分の土地に係る 申告分</td> </tr> <tr> <td colspan="2">平成 年 月 日から</td> </tr> <tr> <td colspan="2">の土地の取得に係る 申告分</td> </tr> <tr> <td colspan="2">平成 年 月 日まで</td> </tr> <tr> <td>申告区分</td> <td>当初・修正・決定・更正</td> </tr> <tr> <td>区別</td> <td>台帳番号</td> </tr> <tr> <td>税 額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>延滞金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">上記のとおり領収しました。</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <small>この領収証は区会計管理者、銀行等 に限り有効な領収証。大阪府指定 普通納税所、大阪府指定納税所 開設の銀行又は郵便局の領収証に上 記の事項を記載し、かつ、記 事(領収等)記載用紙の場合は、その記 事記載の事項があることで納付済額と なります。</small> </td> </tr> <tr> <td>領収日付印</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align:center;">大阪市 区会計管理者</td> </tr> </table>	口座番号		加入者名	大阪市 区会計管理者	納付書・領収証書		〒 様		特別土地保有税		平成 年度分の土地に係る 申告分		平成 年 月 日から		の土地の取得に係る 申告分		平成 年 月 日まで		申告区分	当初・修正・決定・更正	区別	台帳番号	税 額	円	延滞金	円	計	円	上記のとおり領収しました。		<small>この領収証は区会計管理者、銀行等 に限り有効な領収証。大阪府指定 普通納税所、大阪府指定納税所 開設の銀行又は郵便局の領収証に上 記の事項を記載し、かつ、記 事(領収等)記載用紙の場合は、その記 事記載の事項があることで納付済額と なります。</small>		領収日付印		大阪市 区会計管理者		<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:20%;">口座番号</td> <td style="width:80%;"></td> </tr> <tr> <td>加入者名</td> <td>大阪市 区会計管理者</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align:center;">収入報告書</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align:center;">〒 様納</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align:center;">特別土地保有税</td> </tr> <tr> <td colspan="2">平成 年度分の土地に係る 申告分</td> </tr> <tr> <td colspan="2">平成 年 月 日から</td> </tr> <tr> <td colspan="2">の土地の取得に係る 申告分</td> </tr> <tr> <td colspan="2">平成 年 月 日まで</td> </tr> <tr> <td>申告区分</td> <td>当初・修正・決定・更正</td> </tr> <tr> <td>区別</td> <td>台帳番号</td> </tr> <tr> <td>税 額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>延滞金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">上記のとおり収入しました。</td> </tr> <tr> <td>領収日付印</td> <td></td> </tr> <tr> <td>郵便局</td> <td></td> </tr> <tr> <td>銀行等</td> <td>大阪市内にある 本信又は局店</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align:center;">(取りまとめ局又は銀行等一加入者(区役所))</td> </tr> </table>	口座番号		加入者名	大阪市 区会計管理者	収入報告書		〒 様納		特別土地保有税		平成 年度分の土地に係る 申告分		平成 年 月 日から		の土地の取得に係る 申告分		平成 年 月 日まで		申告区分	当初・修正・決定・更正	区別	台帳番号	税 額	円	延滞金	円	計	円	上記のとおり収入しました。		領収日付印		郵便局		銀行等	大阪市内にある 本信又は局店	(取りまとめ局又は銀行等一加入者(区役所))	
口座番号																																																																											
加入者名	大阪市 区会計管理者																																																																										
納付書・領収証書																																																																											
〒 様																																																																											
特別土地保有税																																																																											
平成 年度分の土地に係る 申告分																																																																											
平成 年 月 日から																																																																											
の土地の取得に係る 申告分																																																																											
平成 年 月 日まで																																																																											
申告区分	当初・修正・決定・更正																																																																										
区別	台帳番号																																																																										
税 額	円																																																																										
延滞金	円																																																																										
計	円																																																																										
上記のとおり領収しました。																																																																											
<small>この領収証は区会計管理者、銀行等 に限り有効な領収証。大阪府指定 普通納税所、大阪府指定納税所 開設の銀行又は郵便局の領収証に上 記の事項を記載し、かつ、記 事(領収等)記載用紙の場合は、その記 事記載の事項があることで納付済額と なります。</small>																																																																											
領収日付印																																																																											
大阪市 区会計管理者																																																																											
口座番号																																																																											
加入者名	大阪市 区会計管理者																																																																										
収入報告書																																																																											
〒 様納																																																																											
特別土地保有税																																																																											
平成 年度分の土地に係る 申告分																																																																											
平成 年 月 日から																																																																											
の土地の取得に係る 申告分																																																																											
平成 年 月 日まで																																																																											
申告区分	当初・修正・決定・更正																																																																										
区別	台帳番号																																																																										
税 額	円																																																																										
延滞金	円																																																																										
計	円																																																																										
上記のとおり収入しました。																																																																											
領収日付印																																																																											
郵便局																																																																											
銀行等	大阪市内にある 本信又は局店																																																																										
(取りまとめ局又は銀行等一加入者(区役所))																																																																											

(裏)

<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:20%;">口座番号</td> <td style="width:80%;"></td> </tr> <tr> <td>加入者名</td> <td>大阪市 区会計管理者</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align:center;">原 符</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align:center;">〒 様納</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align:center;">特別土地保有税</td> </tr> <tr> <td colspan="2">平成 年度分の土地に係る 申告分</td> </tr> <tr> <td colspan="2">平成 年 月 日から</td> </tr> <tr> <td colspan="2">の土地の取得に係る 申告分</td> </tr> <tr> <td colspan="2">平成 年 月 日まで</td> </tr> <tr> <td>申告区分</td> <td>当初・修正・決定・更正</td> </tr> <tr> <td>区別</td> <td>台帳番号</td> </tr> <tr> <td>税 額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>延滞金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align:center;">(交付局又は銀行等保存)</td> </tr> </table>	口座番号		加入者名	大阪市 区会計管理者	原 符		〒 様納		特別土地保有税		平成 年度分の土地に係る 申告分		平成 年 月 日から		の土地の取得に係る 申告分		平成 年 月 日まで		申告区分	当初・修正・決定・更正	区別	台帳番号	税 額	円	延滞金	円	計	円	(交付局又は銀行等保存)		
口座番号																															
加入者名	大阪市 区会計管理者																														
原 符																															
〒 様納																															
特別土地保有税																															
平成 年度分の土地に係る 申告分																															
平成 年 月 日から																															
の土地の取得に係る 申告分																															
平成 年 月 日まで																															
申告区分	当初・修正・決定・更正																														
区別	台帳番号																														
税 額	円																														
延滞金	円																														
計	円																														
(交付局又は銀行等保存)																															

別表第31号様式エ中「一般用第1号」を「電子計算機処理用」に、「区収入役」を「区会計管理者」に改め、同様式中「一般用第2号」を「手書き用」に、「区収入役」を「区会計管理者」に改め、同様式中カを次のように改める。

カ その他の税目又は納期限後納付用(電子計算機処理用)

<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:20%;">77</td> <td style="width:60%;">大阪市 市税 収入報告書(納入済通知書)</td> <td style="width:20%;">公</td> </tr> <tr> <td>加入者名</td> <td>大阪市収入役</td> <td>金額</td> </tr> <tr> <td>区別</td> <td>納付番号</td> <td>納付区分</td> </tr> <tr> <td>納期</td> <td>平成 年 月 日</td> <td>区</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align:center;">32</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align:center;">〒 様納</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align:center;">特別土地保有税</td> </tr> <tr> <td colspan="3">平成 年度分の土地に係る 申告分</td> </tr> <tr> <td colspan="3">平成 年 月 日から</td> </tr> <tr> <td colspan="3">の土地の取得に係る 申告分</td> </tr> <tr> <td colspan="3">平成 年 月 日まで</td> </tr> <tr> <td colspan="3">申告区分</td> </tr> <tr> <td colspan="3">区別</td> </tr> <tr> <td colspan="3">台帳番号</td> </tr> <tr> <td colspan="3">税 額</td> </tr> <tr> <td colspan="3">延滞金</td> </tr> <tr> <td colspan="3">計</td> </tr> <tr> <td colspan="3">上記のとおり領収しました。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">領収日付印</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align:center;">大阪市 区会計管理者</td> </tr> </table>	77	大阪市 市税 収入報告書(納入済通知書)	公	加入者名	大阪市収入役	金額	区別	納付番号	納付区分	納期	平成 年 月 日	区	32			〒 様納			特別土地保有税			平成 年度分の土地に係る 申告分			平成 年 月 日から			の土地の取得に係る 申告分			平成 年 月 日まで			申告区分			区別			台帳番号			税 額			延滞金			計			上記のとおり領収しました。			領収日付印			大阪市 区会計管理者			<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:20%;">大阪市の市税 原符准払込金受領証</td> <td style="width:80%;">公</td> </tr> <tr> <td>加入者名</td> <td>大阪市収入役</td> </tr> <tr> <td>区別</td> <td>納付番号</td> </tr> <tr> <td>納期</td> <td>平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align:center;">32</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align:center;">〒 様納</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align:center;">特別土地保有税</td> </tr> <tr> <td colspan="2">平成 年度分の土地に係る 申告分</td> </tr> <tr> <td colspan="2">平成 年 月 日から</td> </tr> <tr> <td colspan="2">の土地の取得に係る 申告分</td> </tr> <tr> <td colspan="2">平成 年 月 日まで</td> </tr> <tr> <td colspan="2">申告区分</td> </tr> <tr> <td colspan="2">区別</td> </tr> <tr> <td colspan="2">台帳番号</td> </tr> <tr> <td colspan="2">税 額</td> </tr> <tr> <td colspan="2">延滞金</td> </tr> <tr> <td colspan="2">計</td> </tr> <tr> <td colspan="2">上記のとおり領収しました。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">領収日付印</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align:center;">大阪市 区会計管理者</td> </tr> </table>	大阪市の市税 原符准払込金受領証	公	加入者名	大阪市収入役	区別	納付番号	納期	平成 年 月 日	32		〒 様納		特別土地保有税		平成 年度分の土地に係る 申告分		平成 年 月 日から		の土地の取得に係る 申告分		平成 年 月 日まで		申告区分		区別		台帳番号		税 額		延滞金		計		上記のとおり領収しました。		領収日付印		大阪市 区会計管理者	
77	大阪市 市税 収入報告書(納入済通知書)	公																																																																																																			
加入者名	大阪市収入役	金額																																																																																																			
区別	納付番号	納付区分																																																																																																			
納期	平成 年 月 日	区																																																																																																			
32																																																																																																					
〒 様納																																																																																																					
特別土地保有税																																																																																																					
平成 年度分の土地に係る 申告分																																																																																																					
平成 年 月 日から																																																																																																					
の土地の取得に係る 申告分																																																																																																					
平成 年 月 日まで																																																																																																					
申告区分																																																																																																					
区別																																																																																																					
台帳番号																																																																																																					
税 額																																																																																																					
延滞金																																																																																																					
計																																																																																																					
上記のとおり領収しました。																																																																																																					
領収日付印																																																																																																					
大阪市 区会計管理者																																																																																																					
大阪市の市税 原符准払込金受領証	公																																																																																																				
加入者名	大阪市収入役																																																																																																				
区別	納付番号																																																																																																				
納期	平成 年 月 日																																																																																																				
32																																																																																																					
〒 様納																																																																																																					
特別土地保有税																																																																																																					
平成 年度分の土地に係る 申告分																																																																																																					
平成 年 月 日から																																																																																																					
の土地の取得に係る 申告分																																																																																																					
平成 年 月 日まで																																																																																																					
申告区分																																																																																																					
区別																																																																																																					
台帳番号																																																																																																					
税 額																																																																																																					
延滞金																																																																																																					
計																																																																																																					
上記のとおり領収しました。																																																																																																					
領収日付印																																																																																																					
大阪市 区会計管理者																																																																																																					

別表第31号様式中「その他（納期限後納付用第2号）」を「その他の税目又は納期限後納付用（手書き用）」に、「区収入役」を「区会計管理者」に改める。

別表第32号様式中「市、」を「市民税・」に、「区収入役」を「区会計管理者」に改める。

別表中第34号様式を次のように改める。

第34号様式 領収証書（外勤徴収用）（規則第8条その他）

領 収 証 書		税 目		市、府民税（普通徴収）
				市、府民税（特別徴収）
				固定資産税・都市計画税（土・家）
住所又は所在地				
氏名又は名称				
課税区	税目	課税年		
決算年相当	決算月	申告集谷	処理月	台帳番号
期・月	税 額		延 滞 金	
	百万	千	円	百万
				千
				円
				円
				円
計				円
合 計	千	百	千	円
記 事				
上記の合計金額を領収いたしました。				
平成 年 月 日				
大阪市				
区出納員				
区現金取扱員				

別表第35号様式中アを次のように改める。

管 理 課 等	
管 理 課 等	

大阪市長 区長 印

上記の金額が未納となっておりますので、至急お納めください。

この督促状は、平成 年 月 日 本市収入日現在で作成したもので、既に納付済みの方は行き違いです。あらかじめお詫言を承りました。 (裏面も御覧ください。)

ア 一般用

備考 裏面に督促状の記録事項に不備がある場合における救済の方途及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載する。

別表第35号様式ウ、別表第36号の2様式、第37号の2様式及び第37号の4様式中「（区長）」を「（市長）」に改める。

別表中第39号様式及び第40号様式を次のように改める。

第39号様式及び第40号様式 削除

別表第43号様式ウ中「区収入役」を「区会計管理者」に改め、同様式カ及びキ中「（区長）」を「（市長）」に改める。

別表第43号の2様式イ、第55号の4様式、第70号の3様式から第70号の6様式まで、第70号の8様式、第70号の9様式、第70号の11様式及び第71号様式から第74号様式までの規定中「（区長）」を「（市長）」に改める。

附 則

- この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- この規則の施行の際現に存するこの規則による改年前の大阪市市税条例施行規則別表第31号様式カ及びキ並びに第35号様式アによる用紙は、この規則による改正後の大阪市市税条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間なおこれを使用することができる。

企業管理規程

大阪市交通局企業職員の初任給及び昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

平成19年 2 月28日

大阪市交通局長 岡 本 勉

大阪市交通事業管理規程第 6 号

大阪市交通局企業職員の初任給及び昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程

大阪市交通局企業職員の初任給及び昇給等の基準に関する規程(平成17年大阪市交通事業管理規程第45号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「12月」を「6月」に、「短縮し、又はその現に受けている号給より上位の号給に昇給させる(職員の給料月額がその属する職務の級の最高の号給である場合又は最高の号給を超えている場合にあつては、その現に受けている給料月額を超えて昇給させる。以下同じ。)」を「短縮する」に改め、同条第2項中「初日の属する年の1月1日」を「9月30日」に、「100分の15」を「100分の30」に改める。

第15条各号列記以外の部分中「昇給させる」を「昇給させる(職員の給料月額がその属する職務の級の最高の号給である場合又は最高の号給を超えている場合にあつては、その現に受けている給料月額を超えて昇給させる。以下同じ。)」に改める。

第17条の次に次の1条を加える。

(特別昇給における勤務成績の認定方法)

第17条の2 第14条、第15条及び第17条の規定の適用における職員の勤務成績が特に良好である旨の認定は、当該職員の職務について監督する地位にある者が行う勤務成績の評価(当該評価をしないこととされている職員にあつては、当該職員の勤務成績を明らかにするに足ると当該職員の職務について監督する地位にある者が認める事実)に基づいて、局長が定めるところにより行う。

附 則

この規程は、平成19年3月1日から施行する。

(平19.2.28掲示済)

大阪市交通局互助組合規程の一部を改正する規程を公布する。

平成19年 2 月28日

大阪市交通局長 岡 本 勉

大阪市交通事業管理規程第 7 号

大阪市交通局互助組合規程の一部を改正する規程

大阪市交通局互助組合規程(昭和30年大阪市交通事業管理規程第13号)の一部を次のように改正する。

第26条の2第1号を次のように改める。

(1) 職員の退職手当に関する条例(昭和24年大阪市条例第3号)第4条に定める事由により退職した者(一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成17年大阪市条例第18号)第2条各項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「任期付職員」という。)を除く。)のうち、25年以上勤続して退職したものと及びその者の退職の日の属する年度の末日における年齢(その者が同日前に死亡した場合にあつては、その者が同日において生存しているとした場合の年齢)が、当該退職の日において定められているその者に係る定年から10年を減じた年齢以上の年齢であるもの 200,000円

第26条の2第2号中「除く。」を「除く。」又は任期付職員でその任期が満了したことにより退職したものに改める。

第26条の3を削る。

附 則

- この規程は、平成19年3月31日から施行する。
- この規程による改正後の大阪市交通局互助組合規程の規定は、この規程の施行の日以後に給付すべき事由が生じた退会慰労金について適用し、同日前に給付すべき事由が生じた退会慰労金については、なお従前の例による。

(平19.2.28掲示済)

告 示

大阪市告示第207号

道路法(昭和27年法律第180号)第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成19年 3 月 5 日

大阪市長 關 淳 一

次の道路上にある物件は、道路法第43条の規定に違反するので、平成19年3月19日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

No.	種 類	場 所
1	普通自動車 (スズキ 白色)	浪速区浪速東1丁目7番先
2	普通自動車 (ミツビシ 白色)	浪速区浪速東3丁目7番先
3	普通自動車 (マツダ 青色)	浪速区浪速西2丁目12番先
4	普通自動車 (ダイハツ 水色)	浪速区浪速西2丁目13番先
5	普通自動車 (スバル 白色)	浪速区浪速西2丁目14番先
6	普通自動車 (スズキ 白色)	浪速区浪速西3丁目7番先
7	自動二輪車 (カワサキ 白色)	浪速区幸町2丁目3番先

<p>8 普通自動車 (外国車 赤色)</p>	<p>浪速区桜川 4 丁目13番先</p>	<p>代表取締役 辻 本 健 仁 4 命令事項 平成19年 3月 7日までに、上記敷地内に貯蔵されている危険物を除去すること 5 命令年月日 平成19年 3月 6日 (消防局予防部予防課) (平19.3.8 揭示済)</p>				
<p>(建設局管理部路政課) (平19.3.5 揭示済)</p> <p>~~~~~</p>		<p>~~~~~</p>				
<p>大阪市告示第208号 道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。 平成19年 3月 6日 大阪市長 關 淳 一 次の道路上にある物件は、道路法第43条の規定に違反するので、平成19年 3月20日までに除却されたい。 その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。</p>		<p>大阪市告示第237号 平成19年 1月19日付け大阪市告示第52号により公告した一般競争入札のうち、揮発油（環境事業局）第1四半期 買入（単価契約）及び軽油（環境事業局）第1四半期 買入（単価契約）について、次のとおり仕様を一部変更する。 平成19年 3月 9日 大阪市長 關 淳 一</p>				
<table border="1"> <tr> <th>種 類</th> <th>場 所</th> </tr> <tr> <td>普通自動車 (ニッサン 黒色)</td> <td>西成区出城 1 丁目 5 番先</td> </tr> </table>	種 類	場 所	普通自動車 (ニッサン 黒色)	西成区出城 1 丁目 5 番先	<p>(建設局管理部路政課) (平19.3.6 揭示済)</p> <p>~~~~~</p>	<p>2(1) 納入物品および数量 ⑥揮発油（環境事業局） 152KL ⑩軽油（環境事業局） 372KL (財政局契約監理部契約課) (平19.3.9 揭示済)</p> <p>~~~~~</p>
種 類	場 所					
普通自動車 (ニッサン 黒色)	西成区出城 1 丁目 5 番先					
<p>大阪市告示第208号の 2 中之島四丁目北地区土地区画整理事業について換地処分があったので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定により公告する。 平成19年 3月 8日 大阪市長 關 淳 一 (建設局市街地整備本部開発事業部区画整理課) (平19.3.8 揭示済)</p>		<p>大阪市告示241号 大阪市立住之江区民ホールは、平成19年 3月22日（木）及び平成19年 3月26日（月）を区選挙管理委員会事務に供するため、臨時開館する。 平成19年 3月16日 大阪市長 關 淳 一 (市民局市民部区政課)</p> <p>~~~~~</p>				
<p>大阪市告示第208号の 3 消防法（昭和23年法律第186号）第16条の6第1項の規定により命令を行ったので、同条第2項の規定において準用する同法第11条の5第4項の規定により、次のとおり告示する。 平成19年 3月 8日 大阪市長 關 淳 一</p> <ol style="list-style-type: none"> 貯蔵所等の場所 大阪市鶴見区鶴見 1 - 859 - 1 貯蔵所等の名称 辻本化学工業株式会社 南土地 命令を受けた者の氏名 辻本化学工業株式会社 		<p>大阪市告示第242号 平成19年 2月15日開議の市会本会議の議決を経た予算の要領は、次のとおりである。 平成19年 3月16日 大阪市長 關 淳 一 (第 2 回) 平成18年度大阪市一般会計補正予算 平成18年度大阪市一般会計の補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正) 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18,706,850千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,671,841,311千円とする。</p>				

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(市債の補正)

第3条 市債の変更は、「第3表 市債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(第 1 部)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市 税		千円 619,448,697	千円 30,657,004	千円 650,105,701
	1 市 民 税	248,685,509	31,482,004	280,167,513
	4 市 た ば こ 税	28,613,472△	825,000	27,788,472
8 地方特例交付金		19,191,000△	954,079	18,236,921
	1 地方特例交付金	19,191,000△	954,079	18,236,921
9 地方交付税		55,000,000△	7,298,804	47,701,196
	1 地方交付税	55,000,000△	7,298,804	47,701,196
11 国庫支出金		219,622,599	1,573,148	221,195,747
	1 国庫負担金	211,074,377	1,565,148	212,639,525
	2 国庫補助金	8,504,615	8,000	6,512,615
18 繰越金		0	253,876	253,876
	1 繰越金	0	253,876	253,876
第 1 部 歳 入 計		1,145,472,552	24,231,145	1,169,703,697

(第 2 部)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 国庫支出金		千円 37,831,128	千円 301,000	千円 38,132,128
	2 国庫補助金	34,150,472	301,000	34,451,472
11 寄付金		250,000	302,000	552,000
	1 寄付金	250,000	302,000	552,000
12 繰入金		317,861,185△	6,170,000	311,691,185
	1 特別会計繰入金	42,937,163	244,000	43,181,163
	2 公債費会計繰入金	154,548,000△	13,549,000	140,999,000
	4 蓄積基金繰入金	38,435,766	7,135,000	45,570,766
13 諸収入		104,360,471	42,705	104,403,176
	5 雑 入	13,276,826	42,705	13,319,531
第 2 部 歳 入 計		507,661,909△	5,524,295	502,137,614
歳 入 合 計		1,653,134,461	18,706,850	1,671,841,311

歳 出

(第 1 部)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		千円 3,022,258	千円 △ 5,842	千円 3,016,416
	1 議 会 費	3,022,258△	5,842	3,016,416
2 総 務 費		112,594,318	8,559,978	121,154,296
	1 総務管理費	16,829,857△	82,650	16,747,207
	2 市民生活推進費	6,933,664△	30,480	6,903,184
	3 区役所費	42,461,901△	541,523	41,920,378
	4 調度及財産管理費	3,715,337△	16,089	3,699,248
	5 徴 税 費	17,516,992△	191,264	17,325,728
	6 計画調整費	2,442,516△	26,456	2,416,060
	7 諸 給 与 金	21,490,865	9,460,618	30,951,483
	8 監査委員・人事委員会費	834,680△	10,171	824,509
	9 選挙管理委員会費	368,506△	2,007	366,499
3 健康福祉費		468,965,529	1,606,590	470,572,119
	1 健康福祉費	55,834,355△	480,275	55,354,080
	4 生活保険費	232,725,296	2,086,865	234,812,161
4 環境対策費		2,437,510△	17,619	2,419,891
	1 環境対策費	2,437,510△	17,619	2,419,891
5 環境清掃費		45,644,234△	403,204	45,241,030
	1 環境清掃費	34,345,557△	403,204	33,942,353

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 産業経済費		千円 4,522,286	千円 △ 38,981	千円 4,483,305
	1 産業経済費	4,493,055△	38,981	4,454,074
7 土 木 費		14,286,869△	213,955	14,072,914
	1 土木管理費	11,840,342△	213,955	11,626,387
8 ゆとりとみどり 緑 興 費		16,963,423△	100,936	16,862,487
	1 ゆとりとみどり 振 興 費	7,701,292△	100,936	7,600,356
9 港 湾 費		5,228,695△	77,640	5,151,055
	1 港湾管理費	5,228,695△	77,640	5,151,055
10 住 宅 諸 費		6,588,424△	71,647	6,516,777
	1 住宅諸費	6,588,424△	71,647	6,516,777
11 消 防 費		37,518,441	315,869	37,834,310
	1 消 防 費	37,518,441	315,869	37,834,310
12 教 育 費		90,519,335	559,491	91,078,826
	1 教育総務費	19,666,842	830,637	20,497,479
	2 小 学 校 費	26,790,314△	163,463	26,626,851
	3 中 学 校 費	10,644,386△	64,954	10,579,442
	4 高 等 学 校 費	18,301,164△	27,146	18,274,018
	5 特 別 学 校 費	1,910,100△	7,070	1,903,030
	6 幼 稚 園 費	4,137,115△	8,513	4,128,602
13 大 学 費		17,227,191△	1,084	17,226,107
	1 大 学 費	17,227,191△	1,084	17,226,107

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14	公 債 費	202,577,061	253,876	202,830,937
	1 公債費会計繰出金	202,577,061	253,876	202,830,937
16	諸 支 出 金	4,500,000	500,000	5,000,000
	2 過 年 度 支 出	4,500,000	500,000	5,000,000
第 1 部	歳 出 計	1,177,216,133	10,864,896	1,188,081,029

(第 2 部)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8	ゆとりとみどり 振興事業費	10,119,961	302,000	10,421,961
	2 スポーツ施設 整備事業費	2,928,892	302,000	3,230,892
12	教 育 事 業 費	26,601,748	602,000	27,203,748
	1 教育施設設備 事業費	21,110,878	602,000	21,712,878
14	特別会計繰出金	84,427,263	6,937,954	91,365,217
	2 駐車場事業会計 繰出金	197,046	△ 197,046	0
	5 市民病院事業 会計繰出金	4,489,147	7,135,000	11,624,147
第 2 部	歳 出 計	475,918,328	7,841,954	483,760,282
歳 出 合 計		1,653,134,461	18,706,850	1,671,841,311

第2表 繰越明許費補正

款	項	事 業 名	金 額
12	教 育 事 業 費	1 教育施設設備 事業費	602,000
		校舎整備事業	

第3表 市債補正

起債の目的	限 度 額		起債の方法	利率	償還の方法
	補正前	補正後			
学校教育施設 整備事業	9,518,000	9,819,000	普通貸借又は証券 発行(他の地方公 共団体との共同発 行を含む。)	年9.5% 以内	起債年度の翌年度 から償還期間を含 め、30年以内に償 還する。ただし、 本期間中に未償還 額の範囲内におい て借り替えること ができる。
臨時財政対策資金	31,000,000	30,150,000			
行政改革推進資金	10,000,000	0			
地域再生事業	3,000,000	0			

(第1回)

平成18年度大阪市駐車場事業会計補正予算

平成18年度大阪市駐車場事業会計の補正予算(第1回)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ283,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,794,925千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1	事 業 取 入	1,314,879	480,046	1,794,925
	1 使用料及手数料	1,235,552	480,046	1,715,598
2	繰 入 金	197,046	△ 197,046	0
	1 一般会計繰入金	197,046	△ 197,046	0
歳 入 合 計		1,511,925	283,000	1,794,925

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1	事 業 費	705,612	39,000	744,612
	1 事 業 費	705,612	39,000	744,612
2	繰 出 金	805,313	244,000	1,049,313
	2 一般会計繰出金	0	244,000	244,000
歳 出 合 計		1,511,925	283,000	1,794,925

(第2回)

平成18年度大阪市国民健康保険事業会計補正予算

平成18年度大阪市国民健康保険事業会計の補正予算(第2回)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ52,139千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ362,487,917千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1	保 険 事 業 取 入	103,767,512	△ 52,139	103,715,373
	1 保 険 料	103,015,648	△ 52,139	102,963,509
歳 入 合 計		362,540,056	△ 52,139	362,487,917

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
7 諸 支 出 金		380,000	187,131	567,131
	1 過 年 度 支 出	380,000	187,131	567,131
9 前年度繰上充用金		36,300,000	△ 239,270	36,060,730
	1 前年度繰上充用金	36,300,000	△ 239,270	36,060,730
歳 出 合 計		362,540,056	△ 52,139	362,487,917



(第1回)

平成18年度大阪市介護保険事業会計補正予算

平成18年度大阪市介護保険事業会計の補正予算(第1回)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ120,748千円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ153,946,462千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
5 繰 入 金		25,346,071	120,748	25,466,819
	2 蓄積基金繰入金	158,122	120,748	278,870
歳 入 合 計		153,825,714	120,748	153,946,462

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
5 諸 支 出 金		39,799	120,748	160,547
	2 過 年 度 支 出	35,000	120,748	155,748
歳 出 合 計		153,825,714	120,748	153,946,462



(第1回)

平成18年度大阪市市民病院事業会計補正予算

(総 則)

第1条 平成18年度大阪市市民病院事業会計の補正予算(第1回)は、次に定めるところによる。

(収益的支出の補正)

第2条 平成18年度大阪市市民病院事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

(科 目)	(補正前の額)	(補正額)	(計)
	千円	千円	千円
第1款 市民病院事業費	45,402,840	3,835,000	49,237,840
第4項 特別損失	0	3,835,000	3,835,000

(資本的収入及び支出の補正)

第3条 予算第4条本文かっこ書き中「4,650,416千円」を「815,416千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

(科 目)	(補正前の額)	(補正額)	(計)
	千円	千円	千円
第1款 資本的収入	826,352	7,135,000	7,961,352
第5項 他会計借入金	0	7,135,000	7,135,000

支 出

(科 目)	(補正前の額)	(補正額)	(計)
	千円	千円	千円
第1款 資本的支出	5,476,768	3,300,000	8,776,768
第1項 建設改良費	967,000	3,300,000	4,267,000



(第1回)

平成18年度大阪市下水道事業会計補正予算

(総 則)

第1条 平成18年度大阪市下水道事業会計の補正予算(第1回)は、次に定めるところによる。

(収益的支出の補正)

第2条 平成18年度大阪市下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

(科 目)	(補正前の額)	(補正額)	(計)
	千円	千円	千円
第1款 下水道事業費用	82,948,807	△50,448	82,898,359
第2項 営業外費用	17,658,950	△50,448	17,608,502

(資本的支出の補正)

第3条 予算第4条本文かっこ書き中「30,663,082千円」を「30,694,130千円」に、「29,677,864千円」を「29,708,912千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出			
(科 目)	(補正前の額)	(補正額)	(計)
	千円	千円	千円
第1款 資本的支出	75,329,801	31,048	75,360,849
第2項 企業債償還金	29,948,171	31,048	29,979,219
~~~~~			
(第1回)			
平成18年度大阪市自動車運送事業会計補正予算			
(総 則)			
<b>第1条</b> 平成18年度大阪市自動車運送事業会計の補正予算(第1回)は、次に定めるところによる。			
(収益的支出の補正)			
<b>第2条</b> 平成18年度大阪市自動車運送事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。			
支 出			
(科 目)	(補正前の額)	(補正額)	(計)
	千円	千円	千円
第1款 自動車事業費用	26,439,212	△160,046	26,279,166
第1項 営業費用	25,432,231	△160,046	25,272,185
(資本的支出の補正)			
<b>第3条</b> 予算第4条本文かっこ書き中「2,145,633千円」を「2,231,043千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。			
支 入			
(科 目)	(補正前の額)	(補正額)	(計)
	千円	千円	千円
第1款 自動車事業費	6,304,349	85,410	6,389,759
第3項 雑支出	0	85,410	85,410
合 計	6,311,249	85,410	6,396,659
~~~~~			
(第1回)			
平成18年度大阪市高速鉄道事業会計補正予算			
(総 則)			
第1条 平成18年度大阪市高速鉄道事業会計の補正予算(第1回)は、次に定めるところによる。			
(収益的収入及び支出の補正)			
第2条 平成18年度大阪市高速鉄道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。			
収 入			
(科 目)	(補正前の額)	(補正額)	(計)
	千円	千円	千円
第1款 高速鉄道事業収益	172,353,271	1,149,946	173,503,217
第3項 特別利益	0	1,149,946	1,149,946
~~~~~			
(第1回)			
平成18年度大阪市公債費会計補正予算			
(総 則)			
<b>第1条</b> 平成18年度大阪市公債費会計の補正予算(第1回)は、次に定めるところによる。			
(歳入歳出予算の補正)			
<b>第1条</b> 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13,124,476千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ975,321,279千円とする。			
2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。			

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 歳 入 金		512,706,876 ^{千円}	234,476 ^{千円}	512,941,352 ^{千円}
	1 一般会計繰入金	202,577,061	253,876	202,830,937
	10 下水道事業会計繰入金	47,548,349 [△]	19,400	47,528,949
3 公 債 収 入		446,389,000	12,890,000	459,279,000
	1 公 債 収 入	446,389,000	12,890,000	459,279,000
歳 入 合 計		962,196,803	13,124,476	975,321,279

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 歳 出 金		259,035,135 ^{千円}	12,890,000 ^{千円}	271,925,135 ^{千円}
	1 一般会計繰出金	158,548,000	2,231,000	160,779,000
	6 中央卸売市場事業会計繰出金	701,000	313,000	1,014,000
	7 港営事業会計繰出金	2,795,000	240,000	3,035,000
	8 下水道事業会計繰出金	21,612,000	1,705,000	23,317,000
	10 高速鉄道事業会計繰出金	37,943,000	6,422,000	44,365,000
	11 水道事業会計繰出金	10,400,000	1,979,000	12,379,000
2 公 債 費		703,151,668	234,476	703,386,144
	1 元利償還金	622,846,114 [△]	19,400	622,826,714
	3 蓄積基金へ繰替	77,873,240	253,876	78,127,116
歳 出 合 計		962,196,803	13,124,476	975,321,279

(財政局財務部財務課)

大阪市告示第243号

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第1項及び大阪市市税条例施行規則（昭和29年大阪市規則第53号）第26条第1項の規定に基づき、平成19年度の固定資産税に係る土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を、次のとおり納税者の縦覧に供する。

平成19年 3 月16日

大阪市長 關 淳 一

1 縦覧期間

平成19年 4 月 2 日から 5 月 1 日まで

ただし、日曜日、土曜日及び「国民の祝日に関する法律」（昭和23年 7 月20日法律第178号）に規定する休日は除く。

2 縦覧場所

所有している土地又は家屋が所在する区の区役所

(財政局主税部固定資産税課)

大阪市告示第244号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成19年 3 月16日

大阪市長 關 淳 一

1 許可番号

平成18年10月13日大阪市指令計（開）第62号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

大阪市住吉区庭井 2 丁目29番11、29番13

3 許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府松原市上田 1 丁目 4 番 5 号

株式会社 S・B・R

代表取締役 圓尾 栄二郎

4 新たに設置された公共施設

公共施設の種類	概 要		管理者	用地の帰属	摘 要
	幅員(管径)	延長			
道 路	5.000 ^m	62.084 ^m	開発者	開発者	
道 路	5.000 ^m	6.000 ^m	開発者	開発者	転回広場 1 ヲ所 すみ切り 2 ヲ所含む
下水道	D=150 ^{mm}	7.400 ^m	大阪市	-	0号組立マンホール インパート付 1 ヲ所 新設工

なお、関係図書は大阪市計画調整局開発企画部開発指導課において閲覧することができる。

(計画調整局開発企画部開発指導課)

大阪市告示第245号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成19年 3 月16日

大阪市長 關 淳 一

1 許可番号

平成18年12月13日大阪市指令計（開）第81号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

大阪市東住吉区湯里 5 丁目76番 1 の一部

3 許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市阿倍野区昭和町 1 丁目21番21号

株式会社ネオシティ

代表取締役 松本 博司

4 新たに設置された公共施設

公共施設 の 種 類	概 要		管理者	用地の 帰 属	摘 要
	幅員(管径)	延長			
道 路	m 4.000	m 15.590	開発者	開発者	すみ切り2ヵ所含む
下水道	mm D=150	m 5.300	大阪市	-	集水ますⅡ型 インバート付1ヵ所 新設工

なお、関係図書は大阪市計画調整局開発企画部開発指導課において閲覧することができる。

(計画調整局開発企画部開発指導課)



**大阪市告示第246号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、医療機関（更生医療・育成医療）を指定したので、同法第69条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成19年3月16日

大阪市長 關 淳 一

①名称 ②所在地 ③担当しようとする医療の種類 ④開設者の氏名 ⑤主たる医師の氏名 ⑥指定年月日

①博愛会クリニック ②北区曾根崎新地1-5-18 零北新地ビル4階 ③腎臓 ④(医)博愛会 村田 保則 ⑤野呂 義隆 ⑥平成19年3月1日

①沖辺桜橋循環器クリニック ②北区梅田1-3-1-1100 ③腎臓 ④沖辺 宏 ⑤浅生 雅人 ⑥平成19年3月1日

①須澤クリニック ②北区芝田1-4-14 芝田町ビル7階 ③腎臓 ④(医)育祥会 理事長 須澤 節子 ⑤吉田 寛二 ⑥平成19年3月1日

①北大阪クリニック ②北区天神橋7-6-21 ③腎臓 ④(医)協和会 理事長 加納 繁照 ⑤加納 徳照 ⑥平成19年3月1日

①栄ビル 池田クリニック ②都島区片町1-5-4 栄ビル ③腎臓 ④院長 池田 嘉宏 ⑤池田 嘉宏 ⑥平成19年3月1日

①協和病院 ②都島区東野田町5-2-25 ③腎臓 ④(医)正和会 理事長 佐藤 利行 ⑤佐藤 利行 ⑥平成19年3月1日

①秋桜会クリニック ②都島区都島本通5-14-11 ③腎臓 ④来島 泰秋 ⑤来島 泰秋 ⑥平成19年3月1日

①梶本クリニック ②福島区福島7-6-13 ③腎臓 ④(医)好輝会 理事長 梶本 好輝 ⑤梶本 好輝 ⑥平成19年3月1日

①暁明館西九条クリニック ②此花区西九条4-9-5 ③腎臓 ④(社)大阪暁明館 理事長 大段 成男 ⑤谷 善啓 ⑥平成19年3月1日

①大阪暁明館病院 ②此花区春日出中1-22-12 ③腎臓 ④(社)大阪暁明館 理事長 大段 成男 ⑤坂 宗久 ⑥平成19年3月1日

①平野クリニック ②中央区淡路町2-3-9 2階 ③腎臓 ④平野 尚 ⑤平野 尚 ⑥平成19年3月1日

①大手前病院 ②中央区大手前1-5-34 ③腎臓 ④病院長 生塩 之敬 ⑤田中 希穂 ⑥平成19年3月1日

①中西クリニック ②中央区常盤町2-2-5 大阪柳屋ビル7階 ③腎臓 ④(医)健浩会 理事長 中西 浩次 ⑤中西 浩次 ⑥平成19年3月1日

①いりまじりクリニック ②中央区本町4-5-16 本町華東ビル ③腎臓 ④入交 清博 ⑤入交 清博 ⑥平成19年3月1日

①佐々木内科クリニック ②西区九条南2-2-21 NTT西ビル1F ③腎臓 ④(医)佐々木会 理事長 佐々木 敏作 ⑤佐々木 敏作 ⑥平成19年3月1日

①北堀江病院 ②西区北堀江1-10-6 ③腎臓 ④(医)日新会 理事長 新宮 幸治 ⑤新宮 良介 ⑥平成19年3月1日

①西診療所 ②港区弁天1-2-2-600 ③腎臓 ④(医)西診療所 西 紀 ⑤西 紀 ⑥平成19年3月1日

①たけかわクリニック ②港区三先1-10-26 ラパンジール朝潮橋1階 ③腎臓 ④(医)佑成会 理事長 竹川 勝宏 ⑤竹川 勝宏 ⑥平成19年3月1日

①岡田クリニック ②天王寺区堀越町16-10 大信ビル7・8階 ③腎臓 ④(医)岡田会 理事長 岡田 茂樹 ⑤岡田 茂樹 ⑥平成19年3月1日

①小尾クリニック ②天王寺区大道3-8-31 新天王寺田中ビル ③腎臓 ④小尾 靖江 ⑤小尾 靖江 ⑥平成19年3月1日

①大森クリニック ②天王寺区玉造元町3-9 八光ビル6階 ③腎臓 ④(医)大平会 理事長 大森 孝平 ⑤大森 孝平 ⑥平成19年3月1日

①裕生会クリニック ②天王寺区悲田院町10-39 天王寺ターミナルビル4階 ③腎臓 ④(医)裕生会 理事長 三上 裕司 ⑤新井 誠 ⑥平成19年3月1日

①谷口クリニック ②天王寺区烏ヶ辻1-3-19 ③腎臓 ④谷口 敏雄 ⑤谷口 敏雄 ⑥平成19年3月1日

①寿楽会クリニック ②天王寺区大道4-1-11 ③腎臓 ④(医)寿楽会 理事長 大野 良興 ⑤櫻井 真由美 ⑥平成19年3月1日

①西淀病院 ②西淀川区野里3-5-22 ③腎臓 ④(財)淀川勤労者厚生協会 理事長 澤田 佳宏 ⑤梅田 優 ⑥平成19年3月1日

①千船クリニックス ②西淀川区佃2-2-46 ③腎臓 ④(医)愛仁会 理事長 根岸 宏邦 ⑤金鐘一 ⑥平成19年3月1日

①今井クリニック ②淀川区西中島7-1-8 ウインビル2階 ③腎臓 ④(医)すみれ会 理事長 今井 哲也 ⑤今井 哲也 ⑥平成19年3月1日

①共立外科内科 ②淀川区新高1-11-6 ③腎臓 ④上田 晋也 ⑤土岐 清秀 ⑥平成19年3月1日

①新大阪医誠会クリニック ②淀川区西中島3-18-9 ③腎臓 ④(医)医誠会 理事長 谷 幸治 ⑤藤原 正昭 ⑥平成19年3月1日

①十三医誠会クリニック ②淀川区新北野1-2-13 ③腎臓 ④(医)医誠会 理事長 谷 幸治 ⑤石川 隆敏 ⑥平成19年3月1日

①あづま泌尿器科 ②東淀川区淡路4-8-19 ③腎臓 ④(医)正志会 理事長 東 勇志 ⑤東 勇志 ⑥平成19年3月1日

①西原クリニック ②東淀川区瑞光1-11-3 5F ③腎臓 ④西原 太 ⑤河野 憲市 ⑥平成19年3月1日

①淀川キリスト教病院附属腎クリニック ②東淀川区淡路2-3-34 ③腎臓 ④(宗)在日本南プレスビテリアンミッション 代表役員 ティモシー・ボイル ⑤吉田 俊子 ⑥平成19年3月1日

- ①医誠会病院付属クリニック ②東淀川区菅原7-1-19 ③腎臓 ④(医)医誠会 理事長 谷 幸治 ⑤堀田 隆久 ⑥平成19年3月1日
- ①鍋嶋クリニック ②東成区神路1-6-5 M・Sコート1・2階 ③腎臓 ④(医)健進会 鍋嶋 晋次 ⑤鍋嶋 晋次 ⑥平成19年3月1日
- ①稲垣医院 ②東成区大今里南3-12-15 ③腎臓 ④稲垣 王子 ⑤稲垣 王子 ⑥平成19年3月1日
- ①深江クリニック ②東成区深江南3-22-13 藤井産業布施口ビル2階・3階 ③腎臓 ④(医)藤井会 理事長 藤井 弘一 ⑤香川 圭爾 ⑥平成19年3月1日
- ①新大阪病院 ②生野区田島1-16-6 ③腎臓 ④(医)のぞみ会 理事長 古川 望 ⑤内木 義人 ⑥平成19年3月1日
- ①小路白鷺クリニック ②生野区小路東2-1-12 ③腎臓 ④(医)仁真会 理事長 山川 智之 ⑤山川 健次郎 ⑥平成19年3月1日
- ①共和病院 ②生野区勝山南4-16-10 ③腎臓 ④(医)同友会 理事長 辺 秀俊 ⑤李 輝雄 ⑥平成19年3月1日
- ①田中クリニック ②生野区生野西2-3-8 ③腎臓 ④(医)仁善会 理事長 田中 善 ⑤田中 善 ⑥平成19年3月1日
- ①福島病院 ②旭区千林2-4-22 ③腎臓 ④(医)永寿会 理事長 福島 文雄 ⑤高橋 栄男 ⑥平成19年3月1日
- ①榊原クリニック ②旭区赤川2-14-5 ③腎臓 ④(医)榊原クリニック 理事長 榊原 敏彦 ⑤早原 信行 ⑥平成19年3月1日
- ①大道クリニック ②城東区東中浜1-4-25 ③腎臓 ④(医)大道会 理事長 大道 學 ⑤足立 典夫 ⑥平成19年3月1日
- ①関目山口クリニック ②城東区成育5-1-31 ③腎臓 ④(医)あゆみ会 理事長 山口 勝雄 ⑤山口 勝雄 ⑥平成19年3月1日
- ①城東医誠会クリニック ②城東区鳴野西4-1-16 ③腎臓 ④(医)医誠会 理事長 谷 幸治 ⑤村田 雄司 ⑥平成19年3月1日
- ①佐々木クリニック ②鶴見区鶴見4-6-27 ③腎臓 ④佐々木クリニック院長 佐々木 榮喜 ⑤佐々木 榮喜 ⑥平成19年3月1日
- ①トキワクリニック ②阿倍野区阿倍野筋1-3-15 阿倍野共同ビル7階 ③腎臓 ④(医)トキワクリニック 理事長 岸本 武利 ⑤岸本 武利 ⑥平成19年3月1日
- ①奥野病院 ②阿倍野区天王寺町北2-31-4 ③腎臓 ④奥野 幸彦 ⑤三宅 哲夫 ⑥平成19年3月1日
- ①橋中診療所 ②阿倍野区阪南町1-28-4 ③腎臓 ④橋中 保男 ⑤橋中 保男 ⑥平成19年3月1日
- ①相原アベノ診療所 ②阿倍野区阿倍野筋3-12-2-204 ③腎臓 ④(医)相愛会 理事長 相原 宏司 ⑤姜 宗憲 ⑥平成19年3月1日
- ①南大阪病院 ②住之江区東加賀屋1-18-18 ③腎臓 ④(医)景岳会 理事長 飛田 忠之 ⑤庄司 繁市 ⑥平成19年3月1日
- ①長居クリニック ②住吉区南住吉2-6-60 ③腎臓 ④(医)紀陽会 田仲 紀陽 ⑤栗岡 敬二 ⑥平成19年3月1日
- ①はやし泌尿器クリニック ②住吉区我孫子東3-1-1 泰清ビル2階 ③腎臓 ④(医)真芳会 理事長 林 真二 ⑤林 真二 ⑥平成19年3月1日
- ①阪和記念病院 ②住吉区苅田7-11-11 ③腎臓 ④(医)錦

- 秀会 理事長 籾本 雅巳 ⑤大西 哲郎 ⑥平成19年3月1日
- ①かいこうクリニック ②東住吉区西今川3-1-21 ③腎臓 ④金 昌雄 ⑤金 昌雄 ⑥平成19年3月1日
- ①淀井病院 ②東住吉区桑津2-8-8 ③腎臓 ④(医)淀井病院 理事長 淀井 省三 ⑤淀井 省三 ⑥平成19年3月1日
- ①白鷺診療所 ②東住吉区杭全7-10-19 ③腎臓 ④(医)仁真会 理事長 山川 智之 ⑤奥野 仙二 ⑥平成19年3月1日
- ①白鷺南クリニック ②東住吉区今川1-6-2 ③腎臓 ④(医)仁真会 理事長 山川 智之 ⑤加藤 禎一 ⑥平成19年3月1日
- ①野崎クリニック ②平野区瓜破2-2-18 ③腎臓 ④野崎 寛爾 ⑤野崎 寛爾 ⑥平成19年3月1日
- ①堺近森病院附属近森診療所 ②西成区岸里1-3-24 ③腎臓 ④(医)淳康会 理事長 近森 淳二 ⑤前 暢子 ⑥平成19年3月1日
- ①天神橋医誠会クリニック ②北区天神橋6-6-11 ③腎臓 ④(医)医誠会 理事長 谷 幸治 ⑤田島 英治 ⑥平成19年3月1日
- ①森之宮病院 ②城東区森之宮2-1-88 ③腎臓 ④(医)大道会 理事長 大道 學 ⑤国定 慶太 ⑥平成19年3月1日  
(心身障害者リハビリテーションセンター相談課)



大阪市告示第247号

舍利寺中央公園は、次の期間供用を休止する。

平成19年 3月16日

大阪市長 關 淳 一

名 称	位 置	休止期間	備 考
舍利寺中央公園	大阪市生野区 舍利寺3丁目	平成19年3月17日 から平成19年7月 31日まで	整備工事 のため

(ゆとりとみどり振興局 真田山公園事務所)



大阪市告示第248号

下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定に基づき、次のとおり公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始する。

平成19年 3月16日

大阪市長 關 淳 一

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日  
平成19年 4月 1日
- 2 下水を排除する区域及び下水の処理を開始する区域並びに下水の処理を開始する公共下水道の終末処理場の位置及び名称

下水を排除する区域及び下水の処理を開始する区域			終末処理場の位置及び名称
区名	町名	摘要	

大正区	鶴浜	一部地域	大正区小林東2-5-59 千島下水処理場
-----	----	------	-------------------------

- 3 供用を開始する排水施設の位置  
(図面省略)
- 4 供用を開始する排水施設の分流式又は合流式の別  
分流式とする。
- 5 関係図面を縦覧に供する期間及び場所  
縦覧期間 平成19年3月16日から2週間  
縦覧場所 大阪市住之江区南港北1丁目14番16号  
WTCコスモタワー34階  
大阪市都市環境局総務部経理課業務担当  
(都市環境局総務部経理課)



**大阪市告示第249号**

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第2項の規定に基づく次の道路について、大阪市建築基準法施行条例(平成12年大阪市条例第62号)第5条の規定により廃止を承認した。

その関係図書は、大阪市住宅局建築指導部指導課において一般の縦覧に供する。

平成19年3月16日

大阪市長 關 淳 一

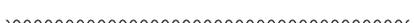
廃止承認年月日及び指令番号

平成19年3月5日

大阪市指令住指第2011号

地名	地番	道路幅員	道路延長	摘要
北 区 本 庄 東 3 丁 目	1番7から	4.0	22.02	袋路状道路
	1番11まで			
	1番26			
	1番27			
	1番35			
	1番34			

(住宅局建築指導部指導課)



**大阪市告示第250号**

建築基準法(昭和25年法律第201号)第86条の2第1項の規定により、一の敷地とみなすこと等による制限の緩和について認定したので、同条第6項の規定により次のとおり公告する。

なお、その関係書類は、大阪市住宅局建築指導部建築企画課において一般の縦覧に供する。

平成19年3月16日

大阪市長 關 淳 一

- ・認定年月日及び認定番号  
平成19年3月7日 第850号
- ・認定区域の名称  
南港前団地
- ・認定区域の位置  
大阪市住之江区南港東1丁目4番4  
(住宅局建築指導部建築企画課)



**大阪市告示第251号**

建築基準法(昭和25年法律第201号)第86条の2第1項の規定により、一の敷地とみなすこと等による制限の緩和について認定したので、同条第6項の規定により次のとおり公告する。

なお、その関係書類は、大阪市住宅局建築指導部建築企画課において一般の縦覧に供する。

平成19年3月16日

大阪市長 關 淳 一

- ・認定年月日及び認定番号  
平成19年3月8日 第857号
- ・認定区域の名称  
大阪市営両国住宅
- ・認定区域の位置  
大阪市旭区清水4丁目162-1の一部 ほか15筆  
(住宅局建築指導部建築企画課)



**大阪市告示第252号**

道路法(昭和27年法律第180号)第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成19年3月16日

大阪市長 關 淳 一

次の道路上にある物件は、道路法第43条の規定に違反するので、平成19年3月30日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

NO	種類	場所
1	普通自動車 (ニッサン 赤色)	都島区毛馬町5丁目21番先
2	自動二輪車 (ホンダ 黒色)	中央区道頓堀1丁目東2番先
3	自動二輪車 (ヤマハ 黒色)	中央区道頓堀1丁目東3番先
4	自動二輪車 (スズキ 青色)	中央区瓦屋町1丁目14番先
5	自動二輪車 (スズキ 赤色)	住吉区我孫子1丁目7番先
6	普通自動車 (スバル 白色)	住吉区我孫子5丁目2番先
7	普通自動車 (ホンダ 銀色)	住吉区我孫子5丁目2番先
8	普通自動車 (ニッサン 白色)	住吉区我孫子東2丁目5番先
9	普通自動車 (スズキ 赤色)	住吉区长居西2丁目11番先

10	自動二輪車 (ホンダ 黒色)	淀川区西中島 2 丁目 6 番先	9	普通自動車 (ホンダ 紺色)	大正区小林西 2 丁目23番先
11	普通自動車 (ニッサン 黒色)	西淀川区中島 2 丁目 8 番先	10	普通自動車 (ダイハツ 白色)	大正区南恩加島 1 丁目12番先
12	普通自動車 (外国車 白色)	西淀川区中島 2 丁目10番先	11	普通自動車 (スズキ 紺色)	大正区南恩加島 1 丁目12番先
13	普通自動車 (ダイハツ 紺色)	西淀川区中島 2 丁目10番先	12	普通自動車 (トヨタ 紺色)	大正区南恩加島 5 丁目12番先
14	普通自動車 (外国車 銀色)	西淀川区中島 2 丁目11番先	13	普通自動車 (マツダ 白色)	大正区鶴町 4 丁目14番先
15	自動二輪車 (スズキ 灰色)	西淀川区歌島 2 丁目12番先	14	普通自動車 (スズキ 紺色)	大正区鶴町 4 丁目14番先
16	普通自動車 (ニッサン 銀色)	東淀川区豊里 2 丁目 1 番先	15	普通自動車 (トヨタ 白色)	大正区鶴町 4 丁目14番先
17	普通自動車 (ミツビシ 白色)	平野区長吉長原西 4 丁目 5 番先	16	普通自動車 (イスズ 白色)	住之江区南港北 2 丁目 6 番先
18	普通自動車 (ニッサン 灰色)	平野区長吉長原西 4 丁目 5 番先	17	普通自動車 (ニッサン 灰色)	住之江区南港北 2 丁目 6 番先
19	自動二輪車 (カワサキ 黒色)	北区角田町 5 番先	18	普通自動車 (マツダ 白色)	住之江区南港中 1 丁目 2 番先
(建設局管理部路政課)					
~~~~~					
<p>大阪市告示第253号</p> <p>大阪市港湾施設条例（昭和39年大阪市条例第76号）第11条第3項の規定により、次のとおり公告する。</p> <p>平成19年 3 月16日</p> <p style="text-align: right;">大阪市長 關 淳 一</p> <p>次の物件は、本市の管理する港湾施設内に放置されており、大阪市港湾施設条例第9条第3項の規定に違反しているため、平成19年3月30日までに除却されたい。</p> <p>その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。</p>					
No	種 類	場 所	No	種 類	場 所
1	普通自動車 (スズキ 灰色)	此花区常吉 2 丁目 6 番先	28	普通自動車 (トヨタ 白色)	住之江区南港南 6 丁目 7 番先
2	普通自動車 (トヨタ 黒色)	港区石田 3 丁目 1 番先	29	普通自動車 (トヨタ 銀色)	住之江区南港南 7 丁目 2 番先
3	普通自動車 (マツダ 銀色)	港区海岸通 2 丁目 5 番先	30	普通自動車 (スズキ 黒色)	住之江区平林北1丁目 1 番先
4	普通自動車 (スズキ 白色)	港区弁天 6 丁目 7 番先	31	普通自動車 (ホンダ 銀色)	住之江区平林北 1 丁目2番先
5	普通自動車 (スバル 紫色)	港区八幡屋 3 丁目16番先	32	普通自動車 (外国車 紺色)	住之江区平林北2丁目 6 番先
6	普通自動車 (ミツビシ 白色)	大正区小林西 1 丁目21番先	33	普通自動車 (スズキ 黒色)	住之江区平林北 2 丁目 6 番先
7	普通自動車 (ミツビシ 白色)	大正区小林西 1 丁目21番先	34	普通自動車 (トヨタ 白色)	住之江区平林北 2 丁目 7 番先
8	普通自動車 (ミツビシ 黒色)	大正区小林西 2 丁目23番先	35	普通自動車 (ダイハツ 銀色)	住之江区平林北 2 丁目7番先

(港湾局経営管理部防災・管理課)

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第2項において準用する同法第16条第1項の規定により、茶屋町東地区第一種市街地再開発事業の事業計画を公衆の縦覧に供するので、次のとおり公告する。

平成19年 3月16日

大阪市長 關 淳 一

大阪市告示第254号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成19年 3月16日

大阪市長 關 淳 一

次の道路上にある物件（現場において除却勧告書をはっている物件）は、道路法第43条の規定に違反するので、平成19年 3月30日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

1 縦覧の期間

平成19年 3月19日（月）から平成19年 4月 2日（月）まで

2 縦覧の時間

午前 9時から午後 5時30分まで（土曜日、日曜日、祝日を除く。）

3 縦覧の場所

大阪市住之江区南港北 1丁目14番16号

大阪ワールドトレードセンタービルディング16階

大阪市建設局市街地整備本部開発事業部再開発課

(建設局市街地整備本部開発事業部再開発課)

路 線 名	除却実施場所
市道生野区第2626号線	生野区田島 3丁目 5番先

(建設局管理部路政課)

大阪市告示第257号

なにわの海の時空館の利用料金について、なにわの海の時空館条例（平成12年大阪市条例第69号）第 8条第 5項の規定により、次のとおり承認したので、同条第 6項の規定により告示する。

平成19年 3月16日

大阪市長 關 淳 一

大阪市告示第255号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成19年 3月16日

大阪市長 關 淳 一

次の道路上にある物件（現場において除却勧告書をはっている物件）は、道路法第43条の規定に違反するので、平成19年 4月19日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

利用料金

区 分	単 位	利用料金
附属設備の使用にかか る料金	ヨット操縦体験機	1人1回 300円

(港湾局経営管理部経営企画課)

路 線 名	除却実施場所
市 道 恵 美 須 町 城 東 線	天王寺区茶白山町 5番先
市 道 茶 白 山 北 横 線	天王寺区逢阪 2丁目 3番先から 同 区同 2丁目番先まで
	天王寺区茶白山町 1番先 天王寺区茶白山町 7番先
市 道 天 神 橋 天 王 寺 線	天王寺区茶白山町 5番先から 同 区同 6番先まで
	天王寺区茶白山町 4番先から 同 区同 1番先まで
	天王寺区逢阪 2丁目 8番先

(建設局管理部路政課)

大阪市（消）告示第 4号

消防法施行令（昭和36年政令第37号）第 3条第 1項第 1号イに規定する甲種防火管理新規講習を次のとおり開催する。

平成19年 3月16日

大阪市消防長 森 口 清太郎

1 開催日

第 1回 平成19年 4月 5日（木）、6日（金）

第 2回 平成19年 4月10日（火）、11日（水）

第 3回 平成19年 4月12日（木）、13日（金）

第 4回 平成19年 4月19日（木）、20日（金）

第 5回 平成19年 4月21日（土）、22日（日）

第 6回 平成19年 4月24日（火）、25日（水）

第 7回 平成19年 4月26日（木）、27日（金）

第 8回 平成19年 5月10日（木）、11日（金）

第 9回 平成19年 5月12日（土）、13日（日）

第10回 平成19年 5月15日（火）、16日（水）

第11回 平成19年 5月17日（木）、18日（金）

第12回 平成19年 5月24日（木）、25日（金）

大阪市告示第256号

<p>第13回 平成19年 5月31日 (木)、6月 1日 (金) 第14回 平成19年 6月 5日 (火)、 6日 (水) 第15回 平成19年 6月 7日 (木)、 8日 (金) 第16回 平成19年 6月14日 (木)、15日 (金) 第17回 平成19年 6月16日 (土)、17日 (日) 第18回 平成19年 6月19日 (火)、20日 (水) 第19回 平成19年 6月21日 (木)、22日 (金) 第20回 平成19年 6月28日 (木)、29日 (金) 第21回 平成19年 7月10日 (火)、11日 (水) 第22回 平成19年 7月12日 (木)、13日 (金) 第23回 平成19年 7月19日 (木)、20日 (金) 第24回 平成19年 7月21日 (土)、22日 (日) 第25回 平成19年 7月26日 (木)、27日 (金) 第26回 平成19年 7月31日 (火)、 8月 1日 (水) 第27回 平成19年 8月 2日 (木)、 3日 (金) 第28回 平成19年 8月 9日 (木)、10日 (金) 第29回 平成19年 8月23日 (木)、24日 (金) 第30回 平成19年 8月30日 (木)、31日 (金) 第31回 平成19年 9月 4日 (火)、 5日 (水) 第32回 平成19年 9月 6日 (木)、 7日 (金) 第33回 平成19年 9月13日 (木)、14日 (金) 第34回 平成19年 9月18日 (火)、19日 (水) 第35回 平成19年 9月27日 (木)、28日 (金) 第36回 平成19年 9月29日 (土)、30日 (日) 第37回 平成19年10月 2日 (火)、 3日 (水) 第38回 平成19年10月 4日 (木)、 5日 (金) 第39回 平成19年10月11日 (木)、12日 (金) 第40回 平成19年10月16日 (火)、17日 (水) 第41回 平成19年10月18日 (木)、19日 (金) 第42回 平成19年10月25日 (木)、26日 (金) 第43回 平成19年10月27日 (土)、28日 (日) 第44回 平成19年11月 1日 (木)、 2日 (金) 第45回 平成19年11月 8日 (木)、 9日 (金) 第46回 平成19年11月15日 (木)、16日 (金) 第47回 平成19年11月17日 (土)、18日 (日) 第48回 平成19年11月20日 (火)、21日 (水) 第49回 平成19年12月 4日 (火)、 5日 (水) 第50回 平成19年12月 6日 (木)、 7日 (金) 第51回 平成19年12月13日 (木)、14日 (金) 第52回 平成19年12月15日 (土)、16日 (日) 第53回 平成20年 1月 8日 (火)、 9日 (水) 第54回 平成20年 1月15日 (火)、16日 (水) 第55回 平成20年 1月17日 (木)、18日 (金) 第56回 平成20年 1月24日 (木)、25日 (金) 第57回 平成20年 1月26日 (土)、27日 (日) 第58回 平成20年 1月29日 (火)、30日 (水) 第59回 平成20年 1月31日 (木)、 2月 1日 (金) 第60回 平成20年 2月 4日 (月)、 5日 (火) 第61回 平成20年 2月 7日 (木)、 8日 (金) 第62回 平成20年 2月14日 (木)、15日 (金) 第63回 平成20年 2月16日 (土)、17日 (日) 第64回 平成20年 2月21日 (木)、22日 (金) 第65回 平成20年 2月26日 (火)、27日 (水) 第66回 平成20年 2月28日 (木)、29日 (金) 第67回 平成20年 3月 6日 (木)、 7日 (金)</p>	<p>第68回 平成20年 3月 8日 (土)、 9日 (日) 第69回 平成20年 3月11日 (火)、12日 (水) 第70回 平成20年 3月13日 (木)、14日 (金) 第71回 平成20年 3月18日 (火)、19日 (水) 第72回 平成20年 3月27日 (木)、28日 (金)</p> <p>2 講習時間 各日午前 9 時20分から午後 5 時まで</p> <p>3 講習場所 大阪市阿倍野区阿倍野筋 3 丁目13番23号 大阪市立阿倍野防災センター</p> <p>4 申込受付期間 告示の日から講習開催日の14日前まで ただし、期間中でも定員に達した場合は受付を締め切ることがある。</p> <p>5 受講対象者 受講後、防火管理者に選任された場合、その業務を誠実に遂行できる地位にある者</p> <p>6 申込方法 受講希望者は最寄りの消防署で所定の申込用紙を受け、所要の事項を記入のうえ申し込むこと (消防局予防部予防課)</p> <p style="text-align: center;">~~~~~</p> <p>大阪市 (消) 告示第 5 号 消防法施行令 (昭和36年政令第37号) 第 3 条第 1 項第 1 号イに規定する甲種防火管理再講習を次のとおり開催する。 平成19年 3月16日 大阪市消防長 森 口 清太郎</p> <p>1 開催日 第 1 回 平成19年 4月 4日 (水) 第 2 回 平成19年 4月18日 (水) 第 3 回 平成19年 5月 9日 (水) 第 4 回 平成19年 5月30日 (水) 第 5 回 平成19年 6月13日 (水) 第 6 回 平成19年 6月27日 (水) 第 7 回 平成19年 7月 9日 (月) 第 8 回 平成19年 7月25日 (水) 第 9 回 平成19年 8月 8日 (水) 第10回 平成19年 8月29日 (水) 第11回 平成19年 9月12日 (水) 第12回 平成19年 9月26日 (水) 第13回 平成19年10月10日 (水) 第14回 平成19年10月31日 (水) 第15回 平成19年11月14日 (水) 第16回 平成19年11月28日 (水) 第17回 平成19年12月12日 (水) 第18回 平成19年12月19日 (水) 第19回 平成20年 1月11日 (金) 第20回 平成20年 1月23日 (水) 第21回 平成20年 2月 6日 (水) 第22回 平成20年 2月20日 (水) 第23回 平成20年 3月 5日 (水)</p>
---	--

<p>第24回 平成20年 3月17日 (月)</p> <p>2 講習時間 各日午後 1 時30分から午後 5 時まで</p> <p>3 講習場所 大阪市阿倍野区阿倍野筋 3 丁目13番23号 大阪市立阿倍野防災センター 3階</p> <p>4 申込受付期間 告示の日から講習開催日の14日前まで ただし、期間中でも定員に達した場合は受付を締め切ることがある。</p> <p>5 受講対象者 消防法施行令第 4 条の 2 の 2 第 1 項第 1 号の防火対象物の防火管理者 (消防法施行規則 (昭和36年自治省令第 6 号) 第 2 条の 2 の 2 の防火対象物の部分に係る防火管理者を除く。)</p> <p>6 申込方法 受講希望者は最寄りの消防署で所定の申込用紙を受け、所要の事項を記入のうえ申し込むこと (消防局予防部予防課)</p> <p>~~~~~</p>	<p>消防法施行規則 (昭和36年自治省令第 6 号) 第 3 条第10項に規定する防災センター要員に対する本講習を次のとおり開催する。 平成19年 3月16日 大阪市消防長 森 口 清太郎</p> <p>1 開催日 第 1 回 平成19年 4 月 2 日 (月)、 3 日 (火) 第 2 回 平成19年 4 月16日 (月)、17日 (火) 第 3 回 平成19年 5 月 7 日 (月)、 8 日 (火) 第 4 回 平成19年 5 月21日 (月)、22日 (火) 第 5 回 平成19年 5 月28日 (月)、29日 (火) 第 6 回 平成19年 6 月11日 (月)、12日 (火) 第 7 回 平成19年 6 月25日 (月)、26日 (火) 第 8 回 平成19年 7 月 7 日 (土)、 8 日 (日) 第 9 回 平成19年 7 月16日 (月)、17日 (火) 第10回 平成19年 7 月23日 (月)、24日 (火) 第11回 平成19年 8 月 6 日 (月)、 7 日 (火) 第12回 平成19年 8 月27日 (月)、28日 (火) 第13回 平成19年 9 月10日 (月)、11日 (火) 第14回 平成19年 9 月20日 (木)、21日 (金) 第15回 平成19年10月 8 日 (月)、 9 日 (火) 第16回 平成19年10月22日 (月)、23日 (火) 第17回 平成19年10月29日 (月)、30日 (火) 第18回 平成19年11月 5 日 (月)、 6 日 (火) 第19回 平成19年11月12日 (月)、13日 (火) 第20回 平成19年11月26日 (月)、27日 (火) 第21回 平成19年12月10日 (月)、11日 (火) 第22回 平成19年12月20日 (木)、21日 (金) 第23回 平成20年 1 月12日 (土)、13日 (日) 第24回 平成20年 1 月21日 (月)、22日 (火) 第25回 平成20年 2 月 2 日 (土)、 3 日 (日) 第26回 平成20年 2 月18日 (月)、19日 (火) 第27回 平成20年 3 月 3 日 (月)、 4 日 (火) 第28回 平成20年 3 月15日 (土)、16日 (日) 第29回 平成20年 3 月25日 (火)、26日 (水)</p>
<p>大阪市 (消) 告示第 6 号 消防法施行令 (昭和36年政令第37号) 第 3 条第 1 項第 2 号イの規定する乙種防火管理講習を次のとおり開催する。 平成19年 3月16日 大阪市消防長 森 口 清太郎</p> <p>1 開催日 第 1 回 平成19年 5 月23日 (水) 第 2 回 平成19年 8 月22日 (水) 第 3 回 平成19年11月22日 (木) 第 4 回 平成20年 2 月13日 (水)</p> <p>2 講習時間 午前 9 時20分から午後 5 時まで</p> <p>3 講習場所 大阪市阿倍野区阿倍野筋 3 丁目13番23号 大阪市立阿倍野防災センター 3階</p> <p>4 申込受付期間 告示の日から講習開催日の14日前まで ただし、期間中でも定員に達した場合は受付を締め切ることがある。</p> <p>5 受講対象者 受講後、防火管理者に選任された場合、その業務を誠実に遂行できる地位にある者</p> <p>6 申込方法 受講希望者は最寄りの消防署で所定の申込用紙を受け、所要の事項を記入のうえ申し込むこと (消防局予防部予防課)</p> <p>~~~~~</p>	<p>2 講習時間 各日午前 9 時30分から午後 5 時まで</p> <p>3 講習場所 大阪市阿倍野区阿倍野筋 3 丁目13番23号 大阪市立阿倍野防災センター 3階</p> <p>4 申込受付期間 告示の日から講習開催日の14日前まで ただし、期間中でも定員に達した場合は受付を締め切ることがある。</p> <p>5 申込方法 受講希望者は最寄りの消防署で所定の申込用紙を受け、所要の事項を記入のうえ、財団法人大阪市消防振興協会まで申し込むこと (消防局予防部予防課)</p> <p>~~~~~</p>
<p>大阪市 (消) 告示第 7 号</p>	<p>大阪市 (消) 告示第 8 号 消防法施行規則 (昭和36年自治省令第 6 号) 第 3 条第10項に規定</p>

する防災センター要員に対する再講習を次のとおり開催する。
平成19年 3 月16日

大阪市消防長 森 口 清太郎

1 開催日

- 第 1 回 平成19年 4 月 9 日 (月)
- 第 2 回 平成19年 4 月23日 (月)
- 第 3 回 平成19年 5 月14日 (月)
- 第 4 回 平成19年 6 月 4 日 (月)
- 第 5 回 平成19年 6 月18日 (月)
- 第 6 回 平成19年 7 月 2 日 (月)
- 第 7 回 平成19年 7 月30日 (月)
- 第 8 回 平成19年 8 月20日 (月)
- 第 9 回 平成19年 9 月 3 日 (月)
- 第10回 平成19年10月 1 日 (月)
- 第11回 平成19年10月15日 (月)
- 第12回 平成19年11月19日 (月)
- 第13回 平成19年12月 3 日 (月)
- 第14回 平成19年12月17日 (月)
- 第15回 平成20年 1 月10日 (木)
- 第16回 平成20年 1 月28日 (月)
- 第17回 平成20年 2 月12日 (火)
- 第18回 平成20年 3 月10日 (月)

2 講習時間

各日午前 9 時20分から午後 5 時20分まで

3 講習場所

大阪市阿倍野区阿倍野筋 3 丁目13番23号
大阪市立阿倍野防災センター 3 階

4 申込受付期間

告示の日から講習開催日の14日前まで
ただし、期間中でも定員に達した場合は受付を締め切ることがある。

5 申込方法

受講希望者は最寄りの消防署で所定の申込用紙を受け、所要の事項を記入のうえ、財団法人大阪市消防振興協会まで申し込むこと
(消防局予防部予防課)



大阪市水道局告示第15号

次のとおり落札者等について公示する。
平成19年 3 月16日

大阪市水道局長 近 藤 明 男

[掲載順序]

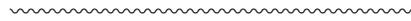
◎ 契約担当課 (所在地)

- ①調達件名、数量 (予定数量) 及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日 (随意契約の場合は契約日) ④落札者 (随意契約の場合は契約相手方) ⑤落札金額 (随意契約の場合は契約金額) ⑥入札公告日又は公示日 ⑦随意契約の場合はその理由
- ◎ 契約担当課 水道局総務部 (管財調達担当) (大阪市住之江区南港北 1 丁目14番16号)
- ①水道メータ (C) 13mm 10,800個 修繕 ②一般 ③19.1.11
- ④(株)ニッコク関西支店 和歌山県那賀郡岩出町岡田998番地の

1 ⑤9,072,000円 ⑥18.10.27

①平成18年度庁内情報ネットワーク構築作業 一式 ②随意 ③19.3.2 ④(株)富士通ビジネスシステム関西営業本部 大阪市北区梅田 3 丁目3番10号 ⑤89,355,000円 ⑦政府調達に関する協定第15条第 1 項 (d)

(水道局総務部管財調達担当)



大阪市水道局告示第16号

次の金融機関の店舗について、大阪市水道局収納取扱金融機関の店舗の追加指定をしたので、地方公営企業法施行令 (昭和27年政令第403号) 第22条の 2 第 3 項の規定に基づき告示する。

平成19年 3 月16日

大阪市水道局長 近 藤 明 男

金融機関名	店 舗 名	所 在 地	変 更 年月日
京 都 銀 行	鴻池新田支店	東大阪市西鴻池町 2 丁目 4 番 5 号	平成19年 4 月 3 日

(水道局総務部経理担当)



大阪市水道局告示第17号

次の金融機関について、大阪市水道局収納取扱金融機関の店舗の指定取消をしたので、地方公営企業法施行令 (昭和27年政令第403号) 第22条の 2 第 3 項の規定に基づき告示する。

平成19年 3 月16日

大阪市水道局長 近 藤 明 男

金融機関名	店 舗 名		所 在 地	廃 止 年月日
み ず ほ 信 託 銀 行	廃止店	千里中央支店	豊中市新千里東町 1 丁目 5 番 2 号	平成19年 3 月 7 日
	引継店	大阪支店	北区曾根崎 2 丁目 11 番16号	

(水道局総務部経理担当)



大阪市教育委員会告示第 6 号

大阪市立東洋陶磁美術館は、大阪市立東洋陶磁美術館条例 (昭和57年大阪市条例第48号) 第 5 条第 2 項の規定に基づき、展示作品の入替えのため、平成19年 3 月27日 (火) から同年 4 月 6 日 (金) まで臨時休館する。

平成19年 3 月16日

大阪市教育委員会
委員長 西 村 仁

(教育委員会事務局生涯学習部文化財保護課)

電話06-6572-2634



大阪市選挙管理委員会告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項並びにこれを準用する同法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項及び市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第5条第30項において準用する場合を含む。）の規定による平成19年3月2日現在の選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1の数、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数及び6分の1の数並びに大阪市議会議員の各選挙区におけるその総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成19年3月16日

大阪市選挙管理委員会

委員長 徳田 徳子

1 大阪市における選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1の数、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数及び6分の1の数

50分の1の数 41,911

40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 415,921

6分の1の数 349,255

2 大阪市議会議員の各選挙区における選挙人名簿に登録されている者の総数の3分の1の数

北 区	27,546	天王寺区	16,242	城 東 区	43,971
都 島 区	26,929	浪 速 区	14,399	鶴 見 区	27,866
福 島 区	16,878	西淀川区	26,009	阿倍野区	28,370
此 花 区	17,926	淀 川 区	45,925	住之江区	35,250
中 央 区	19,418	東淀川区	46,752	住 吉 区	42,284
西 区	20,258	東 成 区	20,403	東住吉区	36,515
港 区	23,266	生 野 区	29,247	平 野 区	52,845
大 正 区	20,095	旭 区	26,174	西 成 区	33,949

(選挙管理委員会事務局選挙課)

公 告

大阪市公告第41号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

平成19年3月16日

大阪市長 關 淳 一

1 担当課

〒552-0021 大阪市港区築港2丁目8番24号

大阪市港湾局経営管理部防災・管理課

2 入札の性格

本件入札は、3に掲げる物件について、4に掲げる期間により、条件を付した契約で長期賃貸借するものである。

3 入札に付する物件

R岸壁（船席R-5）及び南港R地区荷さばき地（船席R-5背後）

物件番号	所在地（住居表示）	地目	貸付地積（㎡）	指定用途	予定価格（月額）
①	住之江区南港北2丁目3番ほか	宅地及び雑種地	25,669.10	岸壁及び荷さばき地	8,329,386円

4 長期賃貸借の期間

契約日から10年間とする。

5 入札参加資格

個人及び法人

ただし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること

6 入札実施要領の交付場所等

(1) 入札実施要領の交付場所、入札参加申込書の受付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先
前記1に同じ

(2) 入札実施要領の交付方法

本公告の日から平成19年4月2日（月）まで（土曜日及び日曜日は除く。）

午前9時30分から正午まで及び午後1時30分から午後5時まで

前記1において無償により交付する。

(3) 入札参加申込書の受付期間

平成19年3月22日（木）から平成19年4月2日（月）まで（土曜日・日曜日は除く。）

午前9時30分から正午まで及び午後1時30分から午後5時まで

7 入札執行の日時及び場所

平成19年4月23日（月）午後2時

午後1時30分から午後2時まで受付を行う。

大阪市住之江区南港北1丁目14番16号 大阪WT Cビル40階
大阪市港湾局入札室

8 入札保証金

見積価格（月額賃貸借料）の3ヶ月以上

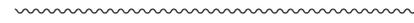
*入札保証金は、落札者を除き、開札後還付する。

*落札後の入札保証金は、契約保証金に充当する。

9 入札の無効

大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第28条第1項各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(港湾局経営管理部防災・管理課)



大阪市人事委員会公告第2号

大阪市立高等学校教職員組合（登録番号第3号）から届出のあった登録事項の変更（役員の改選）の件については、地方公務員法（昭

和25年法律第261号)第53条第9項、職員団体の登録に関する条例(昭和26年大阪市条例第24号)第4条の規定に基づき次のとおり登録したので、同条例第6条第3項の規定に基づき公告する。

平成19年 3 月16日

大阪市人事委員会
委員長 松 岡 博

1 職員団体登録簿中第5項(理事その他の役員の氏名、住所及び職名(職員以外の者にあつてはその職業))を次のとおり変更した。

2007年度大阪市立高等学校教職員組合役員名簿

団体における役名	所属校	職 名	氏 名	住 所	備 考
執行委員長	東 商	教 論	谷口 武	摂津市東別府 2-18-6	
副執行委員長	二工芸	教 論	阪口 修	大阪市阿倍野 区三明町2- 11-22-501	
同 上	中 央	教 論	吉崎 幸宏	大阪市阿倍野 区昭和町1- 16-6-501	
書記長	中 央	教 論	辻本 正純	羽曳野市学園 前4-2-18	
書記次長	扇町総	管理作業員	青笹 正教	大阪市阿倍 野区桃ヶ池町 2-8-3- 201	
会計委員	此花総	教 論 (実習担当)	松沢 智	大阪市城東区 天王田4-1 -406	

執行委員	鶴見商	教 論	小林 伸一	大阪市鶴見区 今津南2-4 -38-1010
同 上	市岡商	教 論	中條 香美	堺市晴美台2 -20-11
同 上	都二工	教 論 (実習担当)	山野 彰	大阪狭山市東 池尻5-1480 -23
会計監査	住吉商	教 論 (実習担当)	夏目 忠夫	大阪狭山市大 野台3-17- 4
同 上	天 商	教 論	辻野 和男	八尾市曙川東 3-14

2 登録年月日

平成19年 3 月2日

(監査・人事制度事務総括局任用調査部調査担当)

大阪市人事委員会公告第3号

大阪市職員労働組合(登録番号第1号)から届出のあった登録事項の変更(役員の改選、規約の変更)の件については、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第53条第9項、職員団体の登録に関する条例(昭和26年大阪市条例第24号)第4条の規定に基づき次のとおり登録したので、同条例第6条第3項の規定に基づき公告する。

平成19年 3 月16日

大阪市人事委員会
委員長 松 岡 博

2007年度大阪市職員労働組合役員名簿

役 員	氏 名	職 種	局・区	住 所
執行委員長	木下 平和	事務	建設局	兵庫県芦屋市朝日ヶ丘町14-2-503
副執行委員長	大倉 英子	事務	市民局	大阪市阿倍野区西田辺町2-6-20-1402
〃	長岡 雅信	事務	都島区役所	大阪市城東区鶴野西5-1-4-1009
〃	山下 博司	事務	北区役所	兵庫県西宮市西宮浜4-11-6-301
書記長	廣石 健次	事務	住之江区役所	大阪市住吉区庭井1-14-12
執行委員	比留間 稔史	事務	市職本部	大阪市東成区中本5-12-26-801
〃	平子 一彦	事務	健康福祉局	東大阪市稲田本町1-18-24
〃	南部 芳昭	事務	建設局	大阪狭山市池尻自由丘1-12-28
〃	岩中 伸晃	事務	環境事業局	大阪市東淀川区井高野1-2-2-101
〃	山口 勝己	事務	健康福祉局	大阪市北区長柄東3-2-41
〃	三宅 浩司	事務	阿倍野区役所	茨木市沢良宜東町13-8
〃	鳩崎 淑美	事務	環境事業局	大阪市平野区長吉出戸5-4-2-301
〃	松井 一生	事務	淀川区役所	兵庫県伊丹市堀池4-5-27-1
〃	比嘉 一郎	事務	西成区役所	大阪市東住吉区田辺2-5-6-405
〃	結城 勝巳	事務	都市環境局	大阪市住之江区平林南2-2-2-601
〃	尾古 貴美子	事務	生野区役所	松原市天美東7-63-105
〃	黒川 洋匡	事務	港湾局	大阪市東淀川区下新庄6-13-11-405
〃	山口 勝己	技術	住宅局	門真市千石西町8-59-110
〃	宮崎 正事	事務	経済局	大阪市西区南堀江4-17-6-507
特別選出執行委員	福山 真劫	籍	市職本部	奈良市学園前3-8-2
〃	蜂谷 紀代美	福祉	住吉区役所	大阪市東成区東今里1-5-4-1302
〃	徳永 秀昭	事務	西成区役所	大阪府泉南郡熊取町野田3-1355-1
〃	大下 正芳	事務	建設局	大阪市北区同心2-10-23-1003
〃	吉田 明彦	技術	建設局	大阪市阿倍野区王子町1-2-19
〃	砂田 昌宏	事務	住之江区役所	大阪市淀川区東三国3-9-12-410

1 職員団体登録簿中第5項(理事その他の役員の氏名、住所及び職名(職員以外の者にあつてはその職業))を次のとおり変更した。

理事その他の役員名簿

区役における役職	前属校	職名	氏名	住所	備考
執行委員長	北稜中学校	教諭	田村 孝	兵庫県尼崎市南武庫之荘1-29-37-410	
副執行委員長	東塚谷小学校	教諭	菅原恵美子	奈良市右馬3-26-12	
副執行委員長	住吉小学校	教諭	福井博文	大阪市東住吉区生道矢野4-9-43	
書記長	難波		川島一郎	松原市阿保6-15-34	
書記次長	矢田小学校	教諭	奥田祐仁	大阪市北区身力町2-16-1901	
書記次長	美津島中学校	教諭	西藤みゆき	大阪市東淀川区東中島4-1-11	
執行委員	玉津中学校	事務職員	才福英樹	大阪市城東区新喜多東2-3-2-318	
執行委員	福隣中学校	教諭	伊東ゆかり	大阪市北区雷原町10-26-203	
執行委員	塚宮中学校	教諭	橋本 暎	豊中市刀根山4-4-20-320	
執行委員	今福小学校	教諭	高井佳代	大阪市天王寺区烏ヶ辻2-10-18-501	
執行委員	住吉中学校	教諭	三谷和義	大阪市淀川区木川西2-3-3-902	
執行委員	東部学校事務センター	事務職員	堀尾聖昭	大阪市住吉区巽江1-7-1	
会計監査	放出小学校	教諭	斎藤富美雄	大阪市城東区中浜2-12-4	
会計監査	長吉南小学校	教諭	寺澤 直	大阪西淀川区松虫通2-3-7	
会計監査	三田中学校	養護教諭	山下邦子	大阪市平野区瓜破東6-1-37	
会計監査	下福島中学校	教諭	岡野 勇	兵庫県宝塚市梅野町2-25-602	
会計監査	新高幼稚園	養護教諭	岸井恵子	奈良県生駒市小町町415-30	
専任執行委員	吉野小学校	教諭	納田清司	枚方市津田原前2-26-1-203	
専任執行委員	本陣中学校	教諭	松岡 誠	松原市田井畑6-318-11	
専任執行委員	高松小学校	教諭	高井千彰	柏原市上栢3-6-16	
専任執行委員	波除小学校	教諭	黒木 修	大阪市住吉区万代6-14-12-106	
専任執行委員	美帯島中学校	栄養職員	中村 亮	豊中市上新田1-24C-1202	
専任執行委員	平野小学校	養護教諭	川崎純代	大阪市東住吉区北田辺1-10-7	
専任執行委員	此花総合高校	事務職員	久山裕二	大阪市福島区福島8-20-17	
専任執行委員	西森校	事務職員	庄岡 進	兵庫県尼崎市浜2-14-1-502	
専任執行委員	東部学校事務センター	事務職員	辻本 弘	京都府向日市森本町下森本24-69	
専任執行委員	平野小学校	教諭	湖井金桂	大阪府東住吉区山坂6-15-12	
専任執行委員	瓜破中学校	事務職員	三村和男	河内長野市上塚町592-1	
専任執行委員	堀江小学校	栄養職員	本篠正己	東大阪市大進東6-15-14	